

令和6年度版

清掃事業の概要

(令和5年度実績)

分別・水切り・減量化 ～私にできる小さな一歩～



2 氷漬を
ゼロに



11 住み抜けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



ピートたん

海老名市 経済環境部 環境政策課

目 次

I 総 説	5 その他の施設	3 4
1 市のごみ事業における現状		
2 海老名市の人口と世帯		2
3 事業の沿革		3
4 組 織		
(1)機構	1 1	
(2)事務分掌	1 1	
(3)職員配置	1 1	
5 会計・経費		
(1)歳入決算	1 2	
(2)清掃手数料	1 3	
(3)歳出決算	1 4	
(4)清掃処理経費	1 6	
II ごみ・資源		
1 概要		
(1)一般廃棄物処理基本計画の取組状況		
.....	1 8	
(2)一般廃棄物処理基本計画各目標の推移		1 9
2 ごみ処理		
(1)収集体制	2 2	
(2)家庭ごみふれあい収集	2 3	
(3)ごみ集積所の設置状況	2 3	
(4)浸透性汚水・浄化槽	2 3	
3 家庭系ごみ有料化と戸別収集	2 4	
4 事業系ごみ	2 6	
5 ごみの減量化・資源化		
(1)資源化事業	2 7	
(2)きれいなまちづくり事業	2 8	
(3)生ごみ処理機補助制度	2 9	
III 施設		
1 高座クリーンセンター	3 0	
2 資源化センター	3 2	
3 美化センター	3 3	
4 第二高齢者生きがい会館	3 3	
IV 環境美化		
1 地域美化の推進		
(1)美化デー	3 5	
(2)きれいなまちづくり事業	3 5	
(3)えびなクリーン作戦	3 5	
(4)えびなっ子スクール	3 5	
(5)出前講座(ごみ減量化・資源化)	3 5	
(6)動画での分別啓発	3 5	
2 美化指導・啓発ほか		
ポイ捨て・路上喫煙対策	3 6	
3 動物死体処理		
動物死体処理の推移	3 7	
V 参考資料		
1 条例・規則		
(1)海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例	4 2	
(2)海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則	5 3	
(3)海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例	6 3	
(4)海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例施行規則	6 9	
2 要綱		
(1)海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱	7 2	
(2)海老名市生ごみ処理機設置費補助金交付要綱	7 5	
(3)海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金交付要綱	7 7	
(4)海老名市事業系ごみ減量化に係る支援等に関する要綱	8 0	
3 一般廃棄物処理業許可業者一覧	8 3	
4 各種取扱店舗一覧(指定収集袋、粗大ごみシール、し尿シール)	8 6	

I 総説

1 市のごみ事業における現状

○ ごみの排出方法

昭和46年11月1日の市制施行当時、ビニール製のごみ袋は、焼却炉を傷めるとの理由から使用を禁止しており、有料の紙袋で排出していました。

現在は、令和元年9月30日からのごみの一部有料化開始に伴い『燃やせるごみ』と『燃やせないごみ』の2品目を指定収集袋、剪定枝や紙類などの一部の品目を除き、その他の品目は透明・半透明のごみ袋で排出しています。

○ ごみ集積所の維持管理

ごみ集積所については、利用者の自主管理としています。一部の集積所においては、維持管理が十分になされていないことにより、市による収集等が困難な状況が発生した事例があります。

そこで、令和4年3月に収集困難を解消する必要がある集積所に対し、改善等の必要な措置を講じるよう申し入れをする等の適正かつ効率的な収集を実現しようとする規則を作成しました。

○ 燃やせるごみの収集体制

令和元年9月30日からの家庭系ごみの一部有料化と共に、燃やせるごみの収集を集積所収集から戸別収集に変更し、2地区に分けていた燃やせるごみの収集を3地区に分けて収集を行うこととしました。

また、直営で行っていた燃やせるごみの収集を一部民間委託しました。

○ 焼却施設

海老名市、座間市、綾瀬市の三市のごみを焼却処理してきた高座清掃施設組合は、昭和42年の稼働から延命化も図りながら50年以上に渡ってごみの受け入れを行ってきましたが、老朽化を理由に同じ場所で施設更新を行い、平成31年4月から新施設(高座クリーンセンター)として稼働を開始しました。

○ 資源物の分別収集

平成3年4月から開始した資源物分別収集は、その品目数を徐々に増やしていき、現在では18品目の資源品目数となっています。

さらに、分別収集した資源物の中間処理施設である資源化センターは、施設の老朽化及び処理能力不足を理由に、令和元年11月に新たな施設へ改修し、その役割を担っています。

○ 粗大ごみ

粗大ごみは、昭和56年6月1日の戸別収集開始に始まり、昭和62年4月1日には美化センターで持込受付も行うようになりました。平成29年10月に粗大ごみ基準の見直しを行い、従来の1m以上から50cm以上としました。

現在では、戸別収集予約受付及び持込受付、再生家具販売によるリサイクルを第二高齢者生きがい会館で行っています。また、再生できない家具などは、一部を分解して資源化を図っています。

○ し尿、汚水、浄化槽汚泥

し尿と汚水の収集運搬は、直営で収集しています。

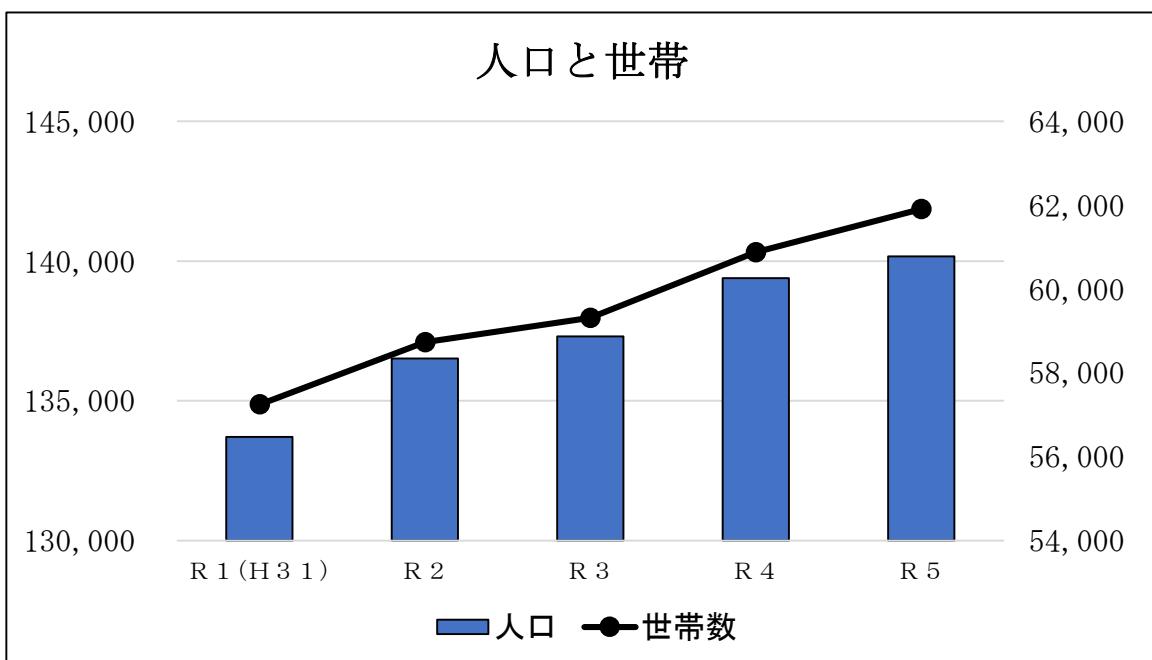
浄化槽汚泥の収集運搬は、許可を与えた民間事業者が行っています。



2 海老名市の人団と世帯

年度	人口	対前年度比(%)	世帯数	一世帯当たりの人口
R 1 (H 3 1)	133,706	102.39%	57,251	2.34
R 2	136,516	102.10%	58,735	2.31
R 3	137,303	100.58%	59,310	2.32
R 4	139,387	101.52%	60,879	2.29
R 5	140,170	100.56%	61,911	2.26

※人口及び世帯数は10月1日時点



3 事業の沿革

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
昭和30年	・町民が防空壕をごみ捨て場として利用し、問題となる。焼き捨てるか、穴を掘って埋めるよう声が上がった。		・海老名町と有馬村が合併（7/20）
昭和33年	・他町で学童を通じて公衆衛生活動を積極的に展開していることを知り、当町でも環境衛生運動を開始することが望まれるようになる。		
昭和37年			・高座広域都市行政協議会（海老名町、座間町、綾瀬町、寒川町）を設立
昭和38年	・塵芥車1台を購入 ・高座三町清掃処理組合設立（一部事務組合）	・収集区域を定め2人の業者に許可を与え ・収集を開始 ・し尿捨て場を民間から借り上げ処分始まる。（上今泉、本郷、上郷）	・海老名町清掃条例を制定 ・海老名町美化運動実施本部を結成
昭和39年	・ごみ収集の申込制開始（保健衛生課） ・ごみ捨て場として民地を借上げ、処分始まる。（国分、上今泉）	・し尿処理施設の建設が始まる。	・高座三町清掃処理場が海老名町本郷に決定
昭和40年	・ごみ収集の区域日程を決めての収集開始 ・週2回ポリバケツ容器で収集	・業者申し込み制を役場申込制に変更する。	
昭和41年		・定額制のみ2ヶ月分ずつ町で徴収開始 ・し尿処理施設完成 ・許可業者へ金銭補償で転廃、浄化槽業務許可の転廃	・新庁舎落成（11/5） 国分155番地 ・海老名市美化運動実施本部規定を制定（9/1）
昭和42年	・ごみ焼却炉が完成（4/25） ・ごみ申込制からごみ停留所制に変更 ・可燃物と不燃物を別の日に収集する方法に変更 ・民間から借上げたごみ捨て場を返還	・民間から借上げたし尿捨て場を返還する。 ・高座三町処理組合で汲み取り業務開始	
昭和44年		・生し尿汲み取り業務のみ三町直営で収集開始する。（10/1）	・清掃課を新設（10/1）
昭和45年	・ポリ容器収集を廃止し紙袋収集に変更する。（10/1） 紙袋は、町内のたばこ屋で販売 ・ビニール製のごみ袋は、高熱を発し炉を破損するため使用を禁止する。（12/1）	・高座三町清掃処理組合内に、し尿部門の出張所を本庁に統合する。（5/1） ・汚水汲み取り業務開始。1台当たり（1,800ℓ）1,000円 ・し尿中継基地10tタンク3基設置（10/1）柏ヶ谷321番地	・神奈川県が産業廃棄物実態調査を実施
昭和46年	・第2次ごみ焼却炉が完成する。（7/30）（200t炉/日機械炉）	・一般家庭し尿浄化槽の清掃料金を町で1回につき、300円から500円に改正する。（4/1）	・市制施行日（11/1） 人口 48,594人
昭和47年	・動物死体処理料金1匹200円から300円に改める。（4/1）	・し尿手数料（3/31） 定額：50円/人 (追加汲み取り200円) 従量：50円/36ℓ ・汚水1,000円／1,000ℓ ・生し尿汲み取り料金を2回回り以上1回につき100円から200円に改正する。（4/1）	・海老名市清掃条例を廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全面改正
昭和48年	・ごみ持ち帰り運動の推進（11/1）		・新宅地開発指要綱により、清掃施設整備の義務付け。（1/1）
昭和49年	・粗大ごみ処理施設完成する。（3/30）		・環境衛生課に名称変更（11/1）
昭和50年	・ごみ袋アンケート調査 16,000世帯の内53%の世帯が良質のごみ袋を希望 ・良質のごみ袋販売開始	・し尿中継基地を設置（20t、2基）（10/1） 柏ヶ谷581番地の1 柏ヶ谷582番地の2	・本郷老人福祉センター（本郷荘）が完成（7/21）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量運動を推進 (1/4) 廃びん(酒店)の資源再利用を図る。 (9/1) 	<ul style="list-style-type: none"> し尿条例改正 (3/11) <ul style="list-style-type: none"> [し尿手数料] 定額：世帯割 100円/世帯 人頭割 100円/人 (追加汲み取り 200円/回) 従量：120円/36ℓ し尿中継基地を設置 (20t、1基) (2/25) 柏ヶ谷321番地 	<ul style="list-style-type: none"> 美化衛生課に名称変更 (11/1)
昭和52年	<ul style="list-style-type: none"> 第3次ごみ焼却炉が完成する。 (10/25) <ul style="list-style-type: none"> (120t/日 流動床炉) 		
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> ごみに関するアンケート調査を実施 (回答率 80.26%) プロジェクトによるごみの分析を実施 美化運動推進協議会を設立 毎月第三日曜日を美化デーに制定 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少したため、10地区収集編成を9地区に変更 	
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の減量化再利用運動実施要綱を制定 (4/1) ごみ集積所設置基準(含構造基準)を制定 (6/1) 海老名市廃棄物の減量化再利用運動推進協議会が発足 (10/11) 粗大ごみ・不用品再利用業務を試験的に実施 (11/1) 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃手数料の口座振替制の業務を開始 (4/1) 下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少したため、9地区収集編成を8地区に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 高座清掃施設組合処理場からの余熱を利用して、近隣農家にハウス栽培用として温水を供給する。 美化センターが開所(ごみ、し尿部門、美化係が移転) (10/1)
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> 美化センターの展示室を拠点に不用品再利用(交換)業務を開始 (4/1) 集団廃品回収実施のPR 	<ul style="list-style-type: none"> し尿中継基地を廃止 (3/31) <ul style="list-style-type: none"> 柏ヶ谷581番地の1 柏ヶ谷582番地の2 	
昭和56年	粗大ごみの戸別有料収集業務の開始 (6/1)	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少、8地区収集編成を7地区に変更 	
昭和57年			<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物業者を対象に研修会を実施 (1/31)
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> 集団資源回収実施奨励金制度の発足 (7/1) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少、7地区収集編成を6地区に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市役所敷地(旧塵芥・し尿収集車庫内)に汚水処理施設を設置
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> 第4次ごみ焼却炉完成 (3/31)(150t/日 流動床炉 自家発電式) 使用済み乾電池の分別収集を開始 (7/1) 		<ul style="list-style-type: none"> し尿浄化槽実態調査を広域的に三市で実施
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> 動物死体処理委託業務を開始 (6/1) 厚生省諮詢機関の生活環境審議会より使用済み乾電池対策に係る検討結果が発表される。 (7/18) 	<ul style="list-style-type: none"> し尿中継基地を廃止 (9/30) <ul style="list-style-type: none"> 柏ヶ谷321番地 災害対策用し尿貯留施設を設置 (第1本郷最終処分場内) 	
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> 固定バッチ炉 80t/8h専焼炉が完成 (3/10) 粗大ごみの美化センター自己搬入分の無料化の試行を実施 (4/1) 可燃ごみ収集の週3回収集を試行(夏季期間6月～8月) (6/2) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少、6地区収集編成を5地区に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 海老名市開発指導要綱が施行される。 (8/1) 美化センター内に汚水処理施設を設置
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの週3回収集を開始 (4/1) 粗大ごみの美化センター自己搬入分の無料化を実施 (4/1) 不燃物収集に兼用車を導入 (4/1) 		
昭和63年	集団資源回収実施奨励金要綱の改正 (4/1)	<ul style="list-style-type: none"> 美化センター内汚水処理施設の排水を公共下水道へ放流開始 (6/1) 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市役所敷地内汚水処理施設を廃止
平成元年			<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎移転 勝瀬175番地の1
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所設置基準及び構造基準の一部改正 (12/1) 		

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> 資源分別回収事業補助事業開始（4/1） 「缶と紙と布の日」と「びんの日」を各月1回設け、海老名市資源協同組合へ委託し、資源を回収する。 		<ul style="list-style-type: none"> 海老名市資源分別回収奨励金制度開始（1世帯当たり 300円） 再生資源利用の促進に関する法律(リサイクル法)が公布(4/26)、施行(10/25)される。
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却炉が完成（3/10） (200t/日 流動床炉・自家発電方式) 資源回収日を月4回に増やし、回収品目を「缶とびんの日」、「紙と布の日」に変更する。これに伴い「燃えないごみの日」の収集日も変更する。 		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正法が施行される。（7/4）
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器設置費補助事業実施（6/1） 		<ul style="list-style-type: none"> 海老名市廃棄物の処理及び清掃に関する条例と同規則を全廃し、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理に関する条例及び同規則を公布し、同日施行する。（3/26） ごみ焼却炉廃熱利用の高座施設組合温水プール供用開始（6/1）
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> 牛乳パックの分別収集開始（4月） 		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき適正処理困難物の指定がされる。 資源対策課に名称を変更（4/1） 廃棄物対策推進協議会設立（4月）
平成7年			<ul style="list-style-type: none"> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が可決成立する。（6/9） 一般廃棄物処理基本計画を策定
平成8年		<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及により、し尿汲み取り世帯が減少したため、5地区収集編成を4地区に変更 	
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ごみ袋の透明・半透明袋の導入（4/1） 生ごみ処理容器(EM容器)設置費補助事業実施 		
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの分別回収を開始。これに伴い、8地区収集編成を4地区に変更 		<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法施行（4/1） 海老名市資源分別回収奨励金額の改定（世帯当たり 200円） 高座清掃施設組合焼却炉ダイオキシン類恒久対策工事施工(最終処分場を含む) 高座清掃施設組合処理費(可燃ごみ)の変更（15円/kgから18円/kg 4/1）
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ处理器(電動式)設置費補助事業開始(108基) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及により、し尿汲み取り世帯が減少したため、4地区収集編成を3地区に変更（4/1） 	<ul style="list-style-type: none"> 海老名市資源分別回収奨励金額の改定（世帯当たり 100円） 美化推進重点地区として海老名駅周辺を指定（7/15） 海老名市まちの美化に関する条例が施行（ポイ捨て禁止条例 10/1） 高座清掃施設組合焼却炉ダイオキシン類恒久対策工事完了(最終処分場を含む。)
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> 美化センター美化係廃止（4/1） ミックスペーパーの分別収集開始（7月） 専用の紙袋を全戸配布（9月） 天然ガス車の導入（2月） 		<ul style="list-style-type: none"> 出前講座開始（7月）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ手数料金改定(収集500円より700円、持込無料より300円に改定) (4月) 動物死体処理手数料を改定 (2,000円から3,000円に改定) (4月) 容器包装プラスチック・食品トレーおよび使用済み食用油の分別収集開始(月2回収集) (10月) 		<ul style="list-style-type: none"> 海老名市資源分別回収奨励金制度の廃止 海老名市資源化センター(6月)、海老名市リサイクルプラザ(10月)が稼動 海老名市役所がISO14001を取得 (10月) 家電リサイクル法施行 (H13/4/1施行) 一般廃棄物処理基本計画を改定 (3月) 事業系一般廃棄物処理手数料のうち、収集運搬費を改正 (13円→17円 4/1)
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装プラスチック・食品トレーおよび使用済み食用油の収集を毎月第1～4週に実施 (4月) ふれあい収集を開始 (10月) 容器包装プラスチック・食品トレーおよび使用済み食用油の収集を毎週実施 (1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及により、し尿汲み取り世帯が減少したため、3地区収集編成を2地区に変更 (4/1) 	<ul style="list-style-type: none"> 美化推進重点地区として海老名駅周辺の延長指定、また、さがみ野駅周辺を指定 (1/15) 海老名市集団資源回収実施奨励金等の交付に関する要綱制定。回収数補助から1kg5.3円 (4月) 廃びんを「えびんタイル・えびんロック」にリサイクル化する取組みを開始 (7月) 高座清掃施設組合処理費(可燃ごみ)の変更 (18円/kgから21円/kg 10/1)
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ手数料収の変更 納付方式からシール化に変更 (10月) 生ごみ処理機設置費補助金交付額等の改定 補助限度額3万円を4万円に改定 (4月) 市内に事業所を有する者へ補助金交付 (4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 美化推進重点地区として、新たに、かしわ台駅周辺を指定 (1/15) 市庁舎ゼロエミッションの取組みを開始 (4月) パソコンリサイクル法施行 (10/1施行) 美化推進重点地区として、新たに、厚木駅周辺を指定 (12/1) 多量排出事業量の改定(毎月10t→5t) 資源物抜き取り防止対策自治会をモデル地区として指定し、協定書を締結 河原口、上郷、サンパルク650 海老名みずほハイツの4自治会
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> 東柏ケ谷地区にて新収集方法を試行 (2/1) <ul style="list-style-type: none"> * 「紙・布・ペットボトル」月2回を「紙・布」週1回、「ペットボトル」週1回に変更 * 「可燃ごみ」週3回を週2回に変更 * 「可燃ごみ」から「容器包装プラスチック以外のプラスチック」を分離し、「不燃ごみ」第一、三、五火曜を「不燃ごみ・容器包装プラスチック以外のプラスチック」第一、三、五火曜に変更 * 「不燃ごみ」から「蛍光管・電球」と「乾電池」を分離し、「缶類・金物類・びん類」第二、四木曜を「缶類・金物類・びん類・蛍光管、電球、乾電池」第二、四木曜に変更 * 祝日の「収集休み」を「収集実施」に変更 		<ul style="list-style-type: none"> 動物死体処理手数料の廃止 (4/1改定) 家電リサイクル法の「電気冷蔵庫」が「電気冷蔵庫及び電気冷凍庫」へ改正 (4/1) 資源物抜き取り防止対策 さつき町、今泉、中新田、浜田町4自治会をモデル地区として追加指定し、協定書を締結 焼却灰の一部をエコセメント(道路舗装として使用)として処理を開始
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> 市全域にて新収集方法を実施 (10/1) <ul style="list-style-type: none"> * 「紙・布」「ペットボトル」「缶・びん・不燃・蛍光管・電球・乾電池・その他プラスチック・燃やせないごみ」 「容器包装プラスチック・使用済み食用油」に分類し、週1回収集に変更 * 「燃やせるごみ・生ごみ」を週2回収集に変更 * 年末・年始を除く祝日の収集を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 電子申請による粗大ごみ受付を開始 (7/1) その他プラスチックを固形燃料(RPF)として処理を開始 電子レンジ等を粗大ごみから燃やせないごみに取り扱い変更 (10月) 海老名市災害廃棄物等処理マニュアル策定 (8月)

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成18年	・美化センター持ち込み粗大ごみの委託（4/1）	・下水道の普及により、し尿汲み取り世帯が減少、2地区収集編成を1地区に変更（4/1）	・多量排出事業量の改定 （毎月5t→1t、年60t→12t） ・資源物抜き取り防止対策 上今泉、今里2自治体をモデル地区として追加指定し、協定書を締結 ・改正容器包装リサイクル法が施行（4月） ・海老名市団体資源回収実施奨励金等の交付に関する要綱を改定奨励金を1kg5.3円から3円に変更（4月） ・きれいなまちづくり事業奨励金等の交付に関する要綱施行（4/1） ・再生家具（抽選後）の展示即売を開始（11月） ・美化センター不用品交換制度を廃止し、リサイクルプラザの不用品交換制度と統合（7月） ・県央地区不法投棄防止キャンペーンを実施（11月） 県立相模三川公園・周辺地区 ・海老名市美化運動実施本部規定を廃止（12月）
平成19年	・第1回農地クリーンキャンペーン（上郷地区）を開催（11月）		・海老名市団体資源回収実施奨励金等の交付に関する要綱を改定 奨励金1kg3円から1.5円に変更（4月） ・資源物抜き取り防止対策 東柏ヶ谷六丁目をモデル地区として追加指定し、協定書を締結（4月） ・一般廃棄物処理基本計画を改定（3月） ・大和高座ブラックごみ処理広域化実施計画を制定（3月）
平成20年	・ペットボトルの種類が増える（ノンドレッシング等）（4月） ・容り法改正（10条の2）資金拠出制度新設（4月）		・資源物抜き取り防止対策で中央三丁目をモデル地区として追加指定し、協定書を締結（3月） ・機構改革により市民環境部から経済環境部へ名称変更、管理担当が美化センターへ移動 ・資源回収実施奨励金制度を廃止 きれいなまちづくり事業へ全面移行（4月） ・農地クリーンキャンペーンを農政課へ事務移管（第2回 社家地区 11/20） ・高座清掃施設組合の150t炉、200t炉に排ガス触媒反応塔設置（3月）
平成21年	・粗大ごみ収集の委託（10月） ・家電リサイクル法の取扱品目が増える。 (液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機)		・リサイクルプラザが指定管理者（4月） ・大型生ごみ処理機モデル事業 ・管理担当が本庁に移動
平成22年	・ペットボトル一部独自処理開始（5月） ・第6期分別収集計画策定 ・要綱改正 (生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ、H23/4/1施行)		・条例改正（資源物持去禁止規定追加、12月改正・H23/4/1施行）これに伴い資源物抜き取り防止協定を終了 ・廃棄物対策推進協議会解散 ・条例改正 (事業系一般廃棄物手数料改定6月改正・7/1施行) ※高座清掃施設組合の条例改正に伴う改正 (21円/kgから25円/kg)
平成23年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業開始（国分寺台4・5丁目、4月） ・ペットボトル収集の委託（4月）		・海老名市特定家庭用機器収集運搬業者登録 要綱の廃止（2月）
平成24年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業開始（東柏ヶ谷二丁目、6月） ・粗大ごみ収集予約先変更（10月） 美化センター（231-3366） ⇒リサイクルプラザ（237-3196）	・規則改正従量・汚水の請求を2ヶ月に一度	・リサイクルプラザ事業をサポートセンター1Fに一部移転（H24/6～H25/2） ・リサイクルプラザ指定管理者更新（4月） ・一般廃棄物処理基本計画を改訂（3月）

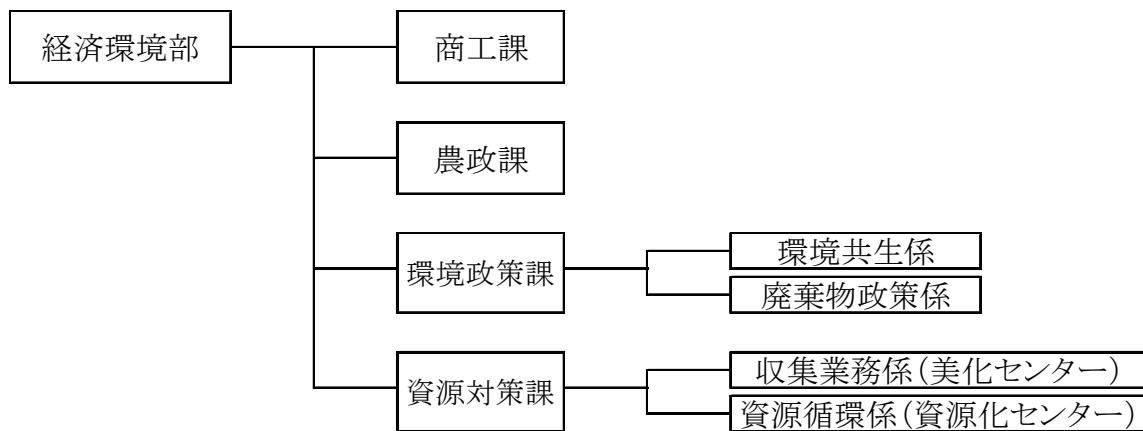
年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成25年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業終了(国分寺台4・5丁目)		・資源化センター大規模改修コンサル契約（1月） ・資源化センター大規模改修に伴う国庫補助申請
平成26年	・剪定枝資源化モデル事業実施(上郷、6月～11月) ・要綱改正 (非電動式生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ、7/1施行)	・条例改正(生活保護の手数料の減免 規定廃止、12月改正、 H27/4/1施行)	・高座清掃施設組合し尿処理施設更新（4月） ・資源物持去り防止パトロール開始（4月） ・海老名駅東口に喫煙所2ヵ所設置(JT寄贈、4月)
平成27年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業終了(東柏ヶ谷二丁目、5月)		・美化推進重点地区として、新たに扇町を設定(10月) ・海老名駅西口に喫煙所設置(JT寄贈、11月)
平成28年	・ミックスペーパーの品目拡大（12月） シュレッダー紙、感熱紙などを品目として追加 ・粗大ごみとして排出された木製家具類及び布団類 のRPF化の試行（12月）		
平成29年	・粗大ごみとして排出された木製家具類及び布団類のRPF化本格実施（4月） ・環境審議会へ有料化・戸別収集を含めたごみ減量化策(家庭系・事業系)を諮問し、家庭系ごみ・事業系ごみの専門部会を設置（5月） ・家庭系ごみ減量化策の中間答申（9月） ・家庭系ごみ減量化策の中間答申内容に対するパブリックコメント（12/2～28）、自治会説明会(12/16～3/29)実施 ・粗大ごみ基準改定（12月） 一番長い辺(50cm以上1m未満) 戸別収集500円 持込200円 一番長い辺(1m以上3m未満) 戸別収集700円 持込300円		・海老名市資源化センター大規模改修工事 契約締結（6月） ・海老名市資源化センター大規模改修工事に伴い 海老名市リサイクルプラザ休館（10月） ・一般廃棄物処理基本計画を改定（3月） ・大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画を改定（3月） ・資源化センターでの資源物の持ち込み受付休止（3月）
平成30年	・家庭系ごみ減量化策答申（6月） ・家庭系ごみ減量化基本方針(案)策定 ・同基本方針(案)に対するパブリックコメント（7/11～7/31） ・同基本方針(案)に対する説明会（7/14～8/11 全7会場） ・市長タウンマーティング（9/8～9/30 全13会場） ・家庭系ごみ減量化基本方針策定（9月） ・有料化・戸別収集に係る条例改正案議会上程（10/1） ・市長・副市長集中説明会（10/20～11/24 全23会場） ・自治会要望説明会（11/24～12/9 全3会場） ・集合住宅説明会（11/24～1/20 全13会場） ・条例改正案賛成多数(附帯決議あり)で議決（11/29）⇒公布（12/3） ・事業系ごみ減量化策答申（2月）		・機構改革に伴い資源対策課と環境みどり課が環境課へ、管理係と資源対策係が資源循環係となる。 ・高座清掃施設組合新焼却炉稼働（10/26） ・海老名駅周辺に路上喫煙禁止地区を指定するため 海老名市まちの美化に関する条例及び規則改正（12月） ※名称を「海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例及び同施行規則」に変更 ・美化センター車庫建替え（12月～2月） ・海老名駅周辺に路上喫煙禁止地区に指定（3/12） ・海老名市リサイクルプラザ開館（3/31） ・資源化センター改修工事に伴い、 資源物持込処理を休止。

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
令和元年 (平成31年)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ減量化基本方針を策定（5月） ・海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則一部改正公布（5/7） ・有料化・戸別収集制度説明会（5/18～9/18 全90会場） ・集合住宅支援策補助金交付実施（7/1～3/31） ・燃やせるごみ指定収集袋サンプル品配布（8/3～8/29 全27会場）※9/2～12/27は環境課窓口にて配布 ・有料化・戸別収集専用コールセンター設置（9/2～11/30） ・指定収集袋販売開始（9/7～） ・有料化・戸別収集開始（9/30～） ・剪定枝資源化に伴う予約制戸別収集開始（無料）（9/30～） 		<ul style="list-style-type: none"> ・高座清掃施設組合新焼却戸（高座クリーンセンター）本格稼働（4月） ・海老名市リサイクルプラザ条例及び同施行規則廃止 第二高齢者生きかた会館にて粗大ごみの受付開始（4/15～） ・海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例及び同施行規則施行（5/31～） ・海老名駅東口農産物直売所前喫煙所（現：東口北側喫煙所）を整備（市単独5月～8月） ・海老名市住みよいまちづくり条例及び同施行規則改正に伴い戸別収集に対応する開発基準へ改定 また、集積所の鄰附に関する取扱いを削除（9/1～） ・海老名駅東口農産物直売所前喫煙所供用開始、ほか2か所の喫煙所を加熱式たばこ専用喫煙所と指定（9/17～） ・海老名市資源化センター大規模改修工事完了し、竣工（11/16～）
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象者への袋の交付制度の変更（不燃袋の追加交付）（別の種類への交換不可） ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、えびなクリーン作戦、えびなっ子スクールを中止 		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、粗大ごみ持ち込みの自粛（4/27～5/24） ※引っ越しなどやむを得ない場合は、事前予約制 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、粗大ごみ持ち込みの事前予約制（5/25～7/31） ・高座条例改正（10/30） 「25円/kg」→「250円/10kg」 ・高座条例改正（12月）（令和3年4月施行） ※搬入量割の期間を改正 前々年度（4月～3月）→前々年度10月～前年度9月 ・海老名市災害廃棄物処理基本計画策定及び海老名市災害廃棄物等処理マニュアル改訂（3月） ・きれいなまちづくり事業奨励金の額を変更（3月）（令和3年4月施行） 「3,000円」→「2,000円」
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ・海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則一部改正（ごみ集積所の管理状況改善のための手続きを制定）（3月）（令和4年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正（し尿手数料の改正 また、シール制に変更）（令和4年4月施行） *工事、イベント等の現場における汲み取りの定額制を追加 便器1基1回3,000円（容量375ℓを超えるときは、3,000円加算） *従量制の手数料改正 36ℓ 120円 ⇒ 50ℓ 400円 *手数料徴収方法をシール制に変更 金種は200円券、300円券、400円券、1,000円券、3,000円券の5種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革に伴い、環境政策課と資源対策の2課体制になる。資源対策課は、収集業務係は美化センター、資源循環係は資源化センターへ。（4月） ・各種規則、要綱の押印廃止（5月） ・東名高速高架下を美化センター事業用車両駐車場として使用開始。高架下道路占用許可（5/27）これに伴う仮設ガードレール設置工事（7/30まで） ・高座清掃施設組合定期報告会（高座清掃施設組合処理場対策協議会、根公害対策委員会）への三市出席（三市のごみの現状、減量化案を報告）（毎年6・12月） ・海老名市公式YouTubeにごみに関する情報の投稿開始（10月～） ・資源物の持ち去りパトロールを休止（3月）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機補助金上限を改定（7月） 非電動式補助上限を2万円から2万5千円に ・事業系ごみ減量化要綱制定（8月） *生ごみ処理機貸与制度（1事業所3台まで最大3か月） *生ごみ処理機設置費補助制度(事業者限定) 　電動式：上限5万円、3台まで 　非電動式：上限2万5千円、2台まで ・有料化・戸別収集アンケートを実施(3,000人)（9月） ・コカ・コーラボトラーズジャパン（株）とボトルtoボトル（ペットボトルの水平リサイクル）に関する協定締結（1月） ・リネットジャパンとパソコンリサイクルに関する協定締結（1月） ・不燃ごみの組成分析を実施（2月） ・可燃及び資源物収集の事業者選定プロポーザルを実施（契約締結 2月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第10期市町村分別収集計画の策定（6月） ・3年ぶりのえびなクリーン作戦を実施（有馬小学校）（2月） ・一般廃棄物処理基本計画を改定（3月） ・相鉄線海老名駅北口供用開始に伴い美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区を再指定（3月）
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機LINE受付開始（4月） ・出前講座再開（5月） 　有鹿小、柏ヶ谷小で実施 ・職員向け生ごみ処理機利用調査実施（5月） ・事業系ごみ専門部会を開催 　第1回（6月） 第2回（7月） ・海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例を改正し、事業系ごみ手数料上限を撤廃（9月） ・コカ・コーラとコラボしたBtoB啓発動画作成（12月） ・有料化の検証開始 ・大型生ごみ処理機実証事業終了（3月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・高座条例改正により事業系手数料改正 激変緩和措置のため二段階で改正 R 6.4～ 250円/10kg→300円/10kg R 8.4～ 300円/10kg→350円/10kg ・海老名駅西口喫煙所廃止（9月） ・地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結（公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会）（11月）

4 組織

(1) 機構(令和5年4月1日現在)



(2) 事務分掌 (海老名市行政組織規則) (令和5年4月1日現在)

環境政策課	環境共生係	(1) 環境政策の企画推進及び調整に関すること。 (2) 環境マネジメントシステムに関すること。 (3) 公害に関すること。 (4) 狂犬病予防に関すること。 (5) 愛玩動物の適正な飼育の啓発に関すること。 (6) 放射線対策に関すること。 (7) 水道等の衛生管理に関すること。 (8) SDGsの推進に関すること。
	廃棄物政策係	(1) 廃棄物の処理に関すること。 (2) ごみの減量化に関すること。 (3) 美化推進に関すること。 (4) 高座清掃施設組合との連絡調整に関すること。
資源対策課	収集業務係	(1) 廃棄物の収集運搬に関すること。 (2) ごみの適正処理に関すること。 (3) 美化センターに関すること。
	資源循環係	(1) 資源化の推進に関すること。 (2) 資源化センターに関すること。

(3) 職員配置 (令和5年4月1日現在)

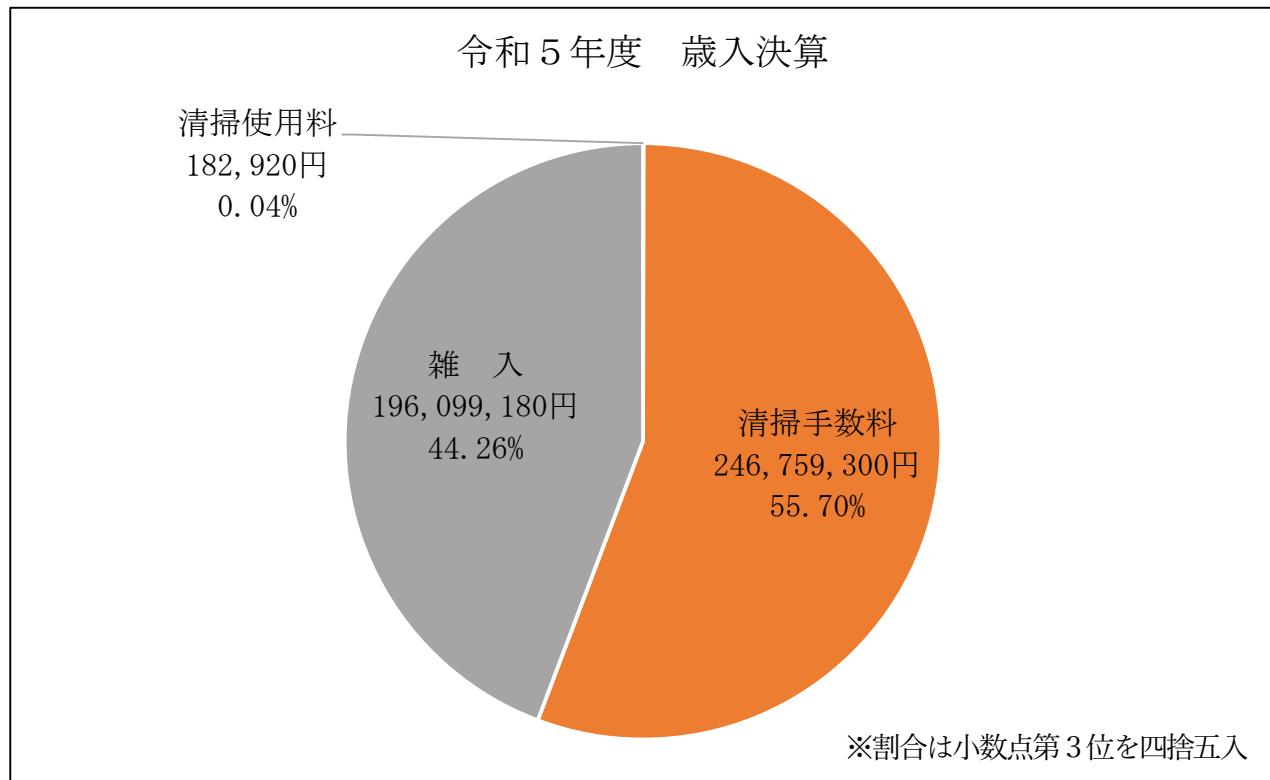
区分	事務系								業務系			合計	
	参事	課長 課長補佐	主幹	係長 副主幹	主査	主任 主任	主事	主事補	会計 年度	技術員	業務員	会計 年度	
環境政策課		1											1
環境共生係				1	1		1	2	2				7
廃棄物政策係				1			1	1	1				4
合計	0	1	0	2	1	0	2	3	3	0	0	0	12
資源対策課		1											1
収集業務係				2		1	1	1		37	1	3	46
資源循環係										3			3
合計	0	1	0	2	0	1	1	1	0	40	1	3	50

5 会計・経費(環境共生係除く)

(1) 歳入決算(令和5年度)

(単位:円)

款	項	目	節	金額	備考
13 使用料及び手数料	1 使用料	3 衛生使用料	2 清掃使用料	182,920	行政財産使用料
13 使用料及び手数料	2 手数料	2 衛生手数料	2 清掃手数料	246,759,300	し尿・汚水汲取手数料、家庭系ごみ処理手数料等
20 諸収入	4 雜入	2 雜入	2 雜入	186,733,613	高座清掃施設組合事務取扱費、拠出金等
歳入合計				433,675,833	

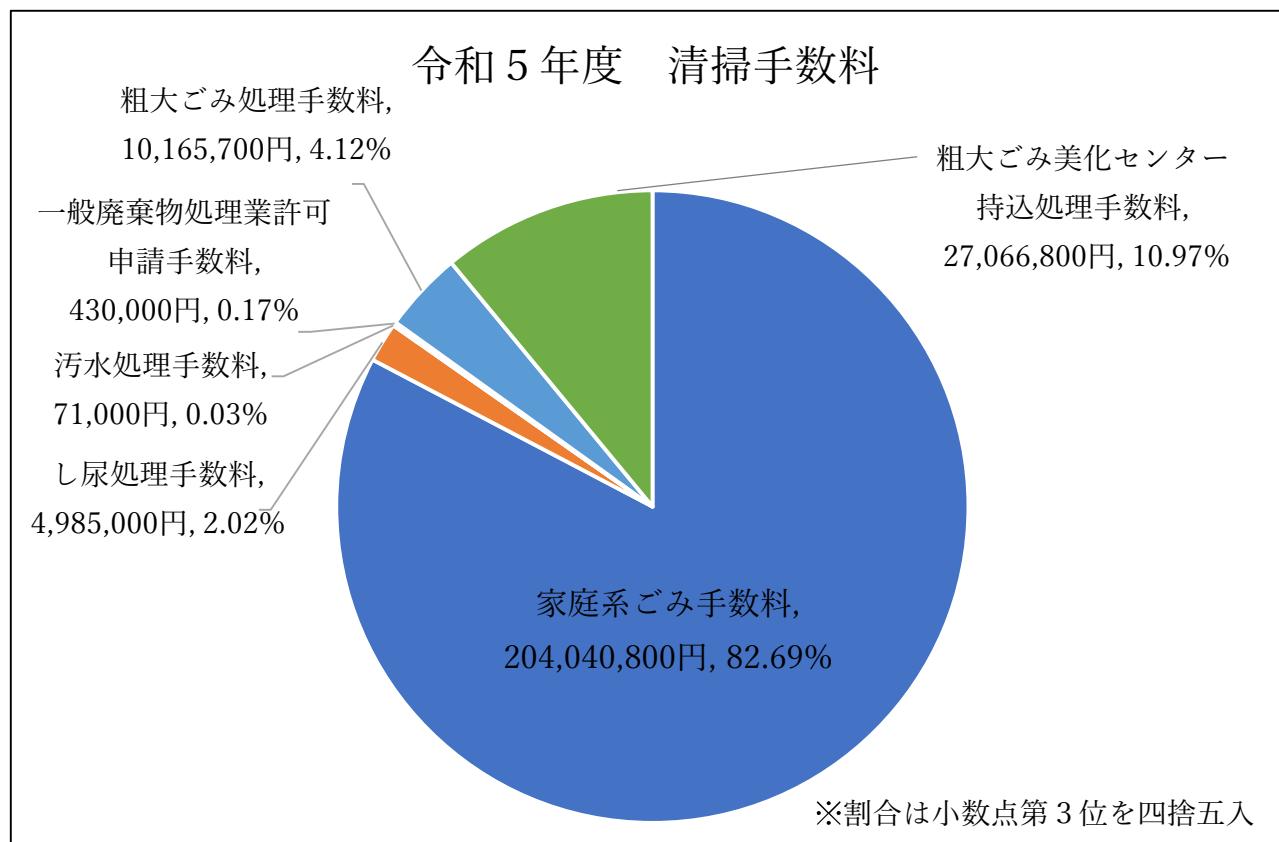
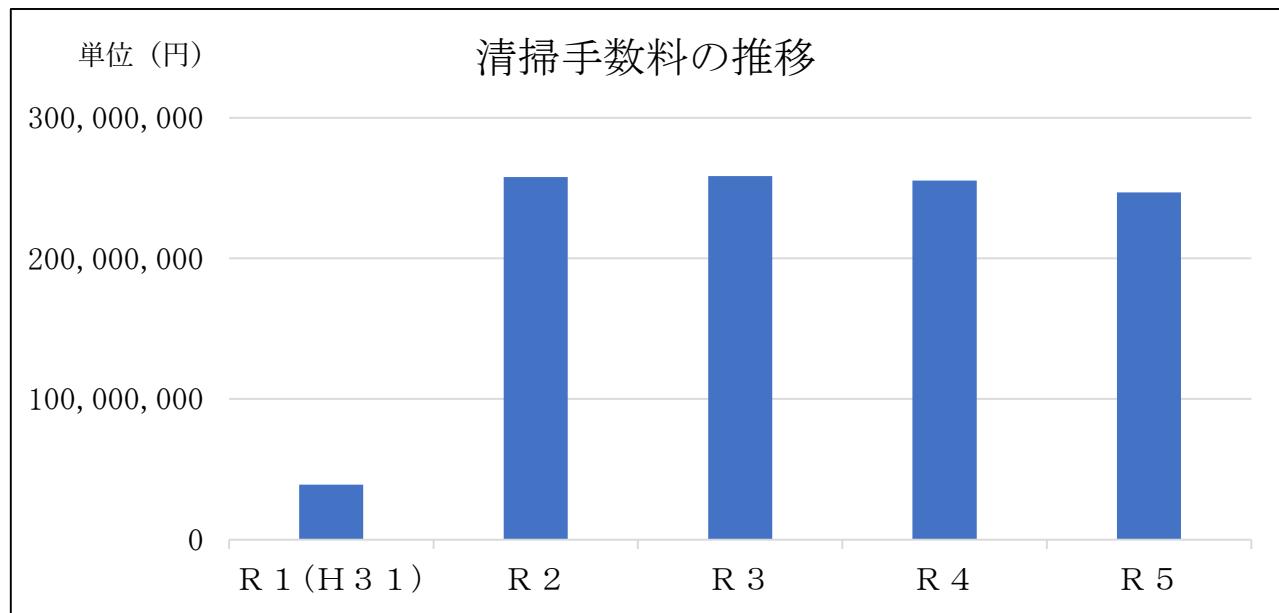


(2) 清掃手数料

歳入のうち、清掃手数料に該当する内容は以下のとおりとなります。令和元年9月30日から有料化・戸別収集を開始したことに伴い、家庭系ごみ手数料が増加し、清掃手数料全体の額が増加しました。

(単位：円)

項目 年度	家庭系ごみ 手数料	し尿処理 手数料	汚水処理 手数料	一般廃棄物 処理業許可 申請手数料	粗大ごみ 処理手数料	粗大ごみ 美化センター 持込処理手数料	合 計
R 1 (H 3 1)	-	1,767,340	175,000	440,000	8,952,800	27,821,700	39,156,840
R 2	216,543,000	1,602,340	177,000	120,000	10,216,600	29,114,400	257,773,340
R 3	215,315,600	2,452,020	98,000	420,000	10,245,100	29,910,600	258,441,320
R 4	208,870,500	5,639,760	57,600	120,000	13,296,500	27,373,000	255,357,360
R 5	204,040,800	4,985,000	71,000	430,000	10,165,700	27,066,800	246,759,300



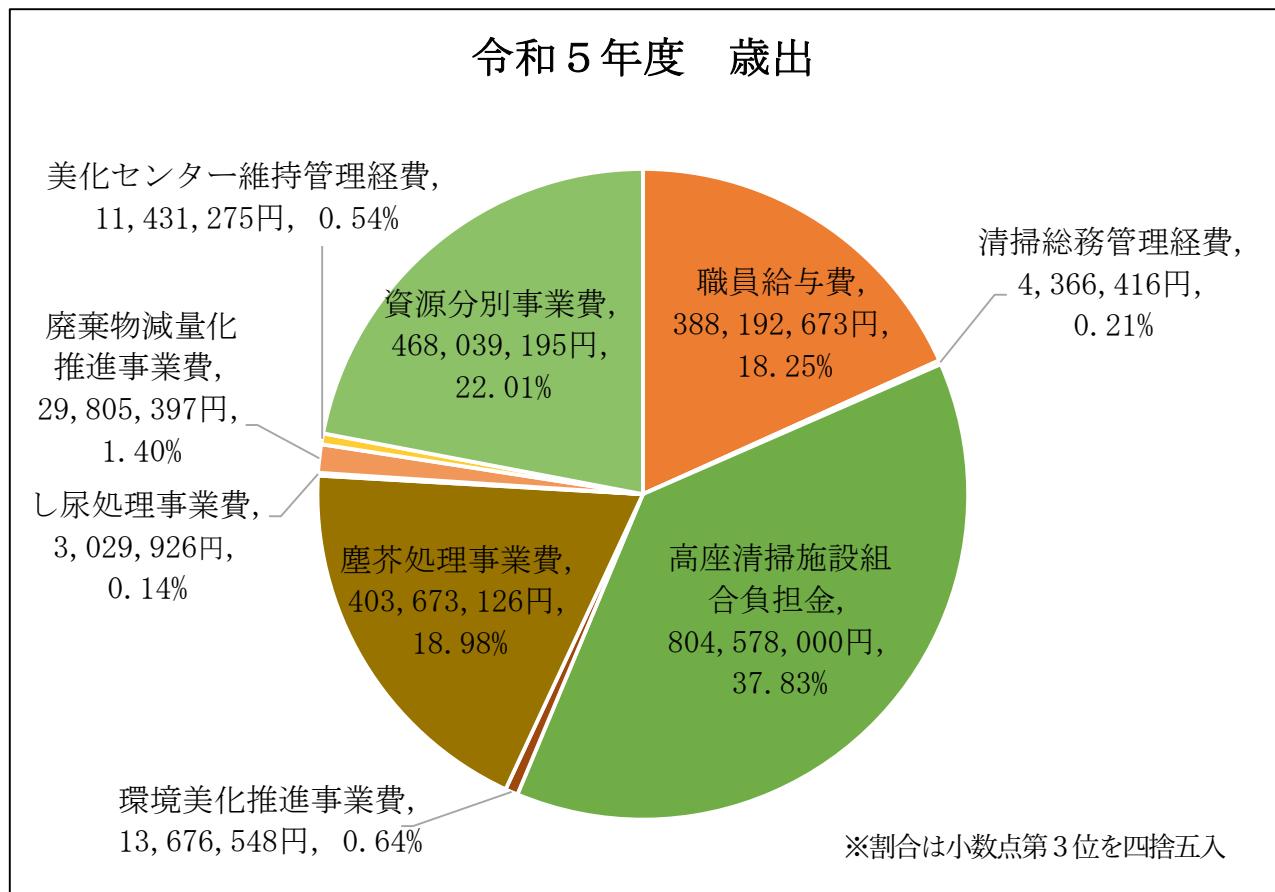
(3) 歳出決算

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
4 衛生費	2 清掃費	1 清掃総務費		1,210,813,637	
			1 報酬	2,215,353	○職員給与費
			2 給料	184,391,090	388,192,673
			3 職員手当等	118,224,867	○清掃総務管理経費
			4 共済費	85,576,716	4,366,416
			8 報償費	978,000	○高座清掃施設組合負担金
			9 旅費	56,602	804,578,000
			11 需用費	908,773	○環境美化推進事業費
			12 役務費	17,930	13,676,548
			13 委託料	13,861,306	
			19 負担金、補助及び交付金	804,583,000	
款	項	目	節	金額	備考
4 衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費		403,673,126	
			1 報酬	21,977,841	○塵芥処理事業費
			11 需用費	25,289,271	403,673,126
			12 役務費	19,950,935	塵芥処理事業費
			13 委託料	288,667,999	(153,154,197)
			14 使用料及び賃借料	22,834,680	有料化・戸別収集事業費
			15 工事請負費	1,064,000	(250,518,929)
			18 負担金、補助及び交付金	23,320,000	
			19 負担金、補助及び交付金	14,300	
			23 償還金、利子及び割引料	2,600	
			27 公課費	551,500	
款	項	目	節	金額	備考
4 衛生費	2 清掃費	3 し尿処理費		3,029,926	
			11 需用費	2,002,434	○し尿処理事業費
			12 役務費	965,881	3,029,926
			14 使用料及び賃借料	12,291	し尿収集事業費
			23 償還金、利子及び割引料	120	(3,029,926)
			27 公課費	49,200	
款	項	目	節	金額	備考
4 衛生費	2 清掃費	4 資源対策費		29,805,397	
			9 旅費	12,720	○廃棄物減量化推進事業費
			11 需用費	167,329	29,805,397
			12 役務費	242,200	資源物処理事業費
			13 委託料	20,442,608	(17,185,115)
			14 使用料及び賃借料	62,040	廃棄物減量化事業費
			19 負担金、補助及び交付金	8,878,500	(12,620,282)

款	項	目	節	金額	備考
4 衛生費	2 清掃費	5 美化センター一費		11,431,275	
		11 需用費	4,442,938	○美化センター維持管理経費	
		12 役務費	1,424,293	11,431,275	
		13 委託料	3,160,630	美化センター維持管理経費	
		14 使用料及び賃借料	786,874	(11,431,275)	
		15 工事請負費	1,276,000		
		18 備品購入費	315,040		
		19 負担金、補助及び交付金	25,500		
款	項	目	節	金額	備考
4 衛生費	2 清掃費	6 資源分別事業費		468,039,195	
		11 需要費	11,186,980	○資源分別事業費	
		12 役務費	8,005,855	468,039,195	
		13 委託料	433,722,043	資源化センター維持管理経費	
		14 使用料及び賃借料	15,124,317	(468,039,195)	

歳出合計	2,126,792,556
------	---------------



(4) 清掃処理経費

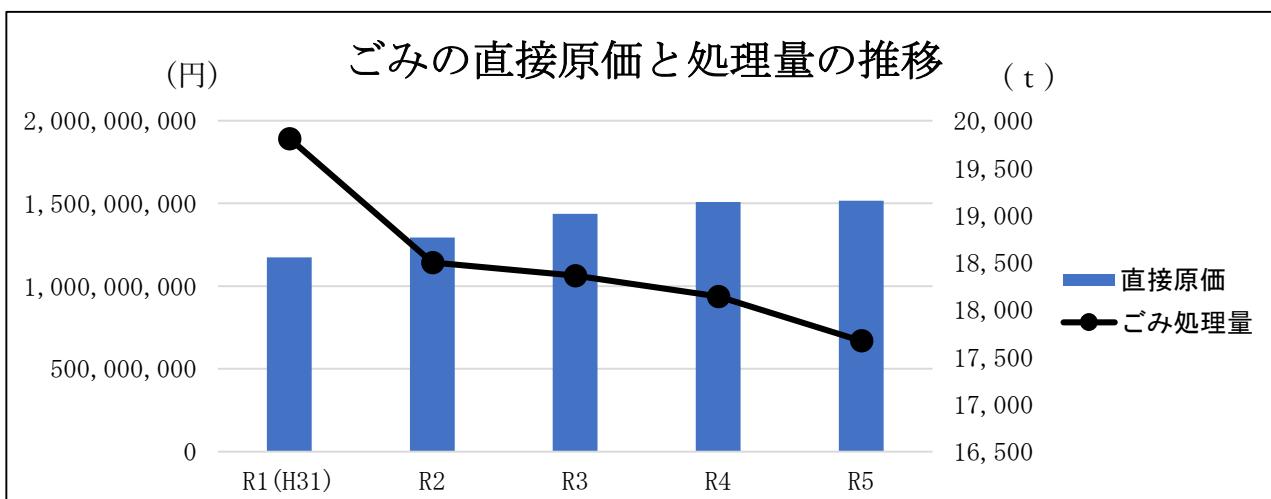
① 原価計算（ごみ）

年度	直接原価※1 (円)	処理量 (t)	処理原価 (円/t)		
			収集運搬※2	処分※3	計
R1 (H31)	1,173,998,089	19,810	31,653	27,610	59,263
R2	1,293,999,100	18,500	36,747	33,199	69,946
R3	1,436,572,299	18,360	34,056	44,188	78,244
R4	1,507,538,091	18,141	35,686	47,415	83,101
R5	1,516,086,852	17,672	37,212	48,578	85,790

※1 収集運搬に係る人件費、高座清掃施設組合処理委託分担金、ごみ処理にかかる歳出、減価償却の合計

※2 直接原価※1 の内、収集運搬に係る人件費、ごみ処理にかかる歳出（収集運搬経費）、減価償却の合計/処理量

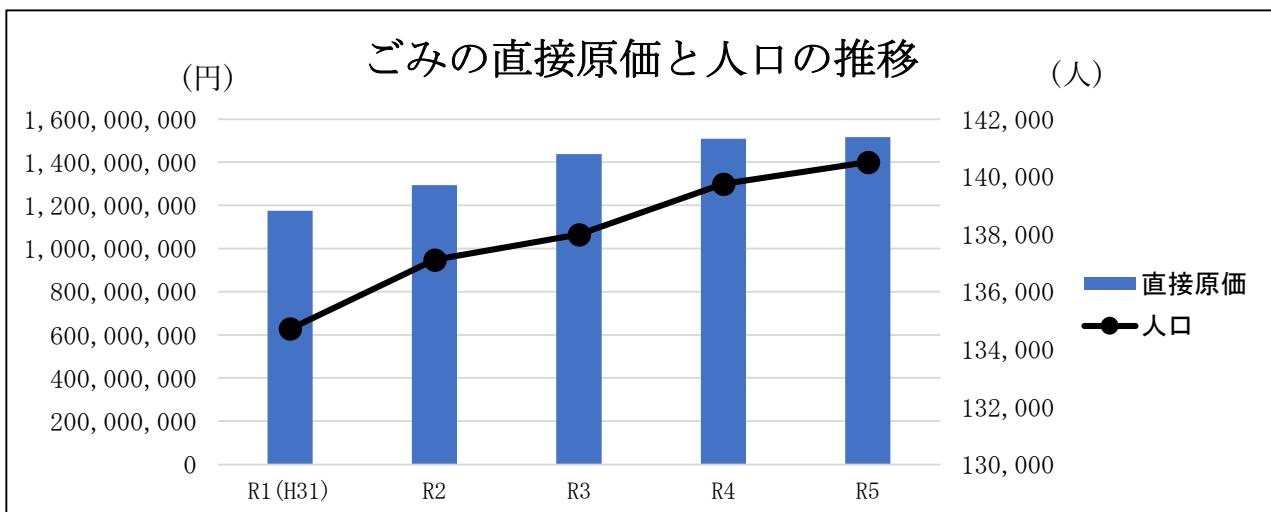
※3 直接原価※1 の内、高座清掃施設組合処理委託分担金、ごみ処理にかかる歳出（処理経費）の合計/処理量



② 一人あたり、世帯あたりの経費（ごみ）

年度	直接原価※ (円)	処理人口 (年度末)	処理世帯数	一人あたり経費 (円)	世帯あたり経費 (円)
R1 (H31)	1,173,998,089	134,714	58,046	8,715	20,225
R2	1,293,999,100	137,114	58,971	9,437	21,943
R3	1,436,572,299	137,987	59,899	10,411	23,983
R4	1,507,538,091	139,739	61,454	10,788	24,531
R5	1,516,086,852	140,504	62,382	10,790	24,303

※直接原価：収集運搬に係る人件費、高座清掃施設組合処理委託分担金、ごみ処理にかかる歳出、減価償却の合計



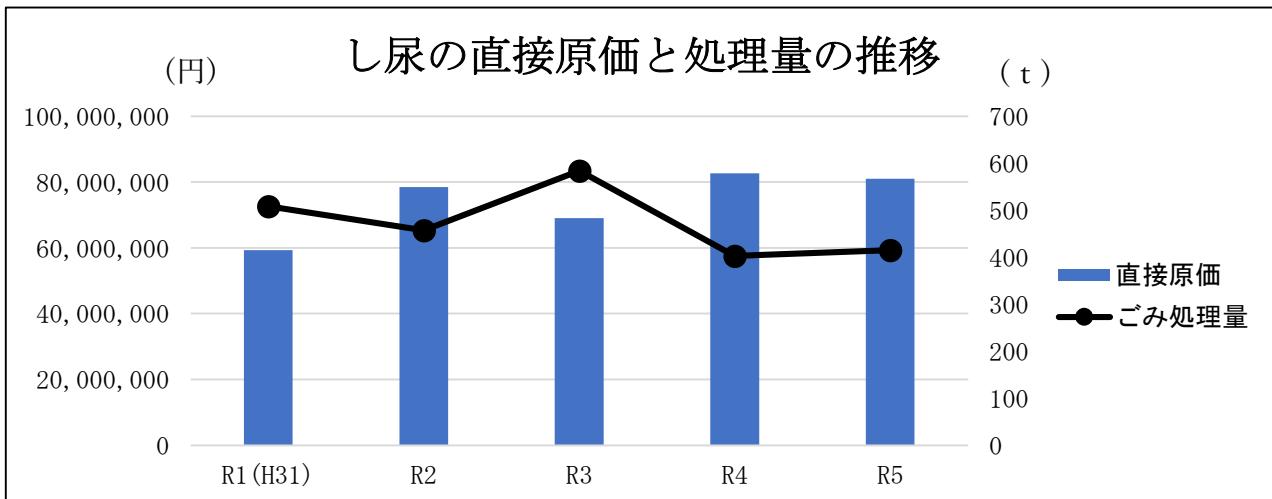
③ 原価計算(し尿)

年度	直接原価※1 (円)	処理量 (k t)	処理原価 (円/k t)		
			収集運搬※2	処分※3	計
R 1 (H 31)	59,235,281	508	70,546	46,059	116,605
R 2	78,433,508	457	69,427	102,200	171,627
R 3	68,992,996	584	50,495	67,644	118,139
R 4	82,635,304	403	85,427	119,623	205,050
R 5	80,962,114	415	68,766	126,324	195,090

※1 収集運搬に係る人件費、高座清掃施設組合処理委託分担金、し尿処理にかかる歳出、減価償却の合計

※2 直接原価※1 の内、収集運搬に係る人件費、し尿処理にかかる歳出(按分)の合計/処理量

※3 直接原価※1 の内、高座清掃施設組合処理委託分担金、し尿処理にかかる歳出(按分)、減価償却の合計/処理量



II ごみ・資源

1 概要

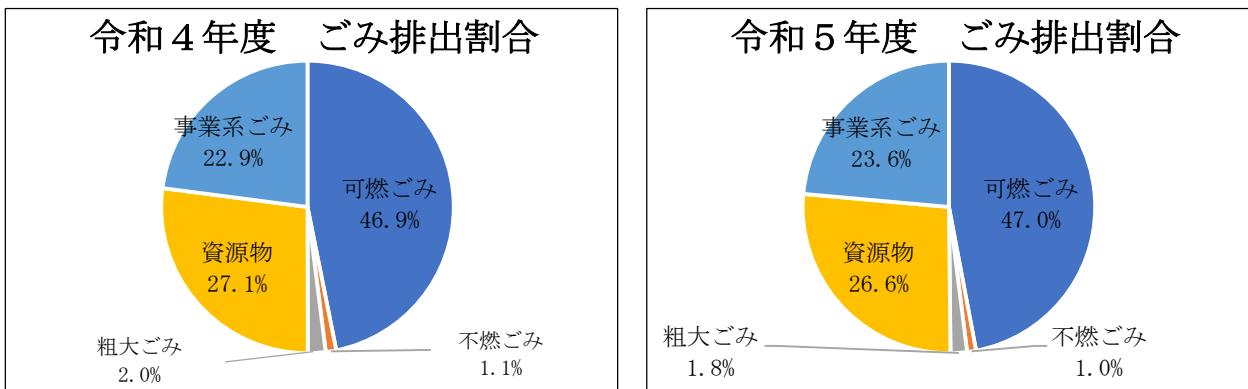
(1) 一般廃棄物処理基本計画の取組状況

海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合で策定した、一般廃棄物処理基本計画(計画期間：平成25年度から令和9年度まで)では、数値目標として、「一人一日あたりの家庭からの排出量」「事業系ごみ量」「焼却量」「一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量」「リサイクル率」の5つを掲げています。令和5年3月の一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い、目標値の改定を行いました。

家庭系ごみ・事業系ごみ排出量

(単位：t)

年度	家庭系ごみ					事業系 ごみ	総排出量
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	全家庭系ごみ		
H 2 2	20,419	698	370	11,586	33,073	6,845	39,918
R 1 (H 3 1)	18,466	679	665	10,228	30,038	8,665	38,703
R 2	17,284	500	716	10,386	28,886	7,749	36,635
R 3	17,080	576	704	10,201	28,561	8,037	36,598
R 4	17,016	416	709	9,837	27,978	8,331	36,309
R 5	16,671	353	648	9,419	27,091	8,352	35,443



【分析】

- 家庭系ごみの一部有料化に伴う市民の皆様の減量化意識の向上等により、総排出量は減量しています。
- 一方で、事業系ごみは増加傾向にあるため、更なる減量化が今後の目標となっています。

令和5年度の詳細

(単位：t)

	項目	実績値
資源物	家庭からの資源排出量	9,385
	粗大RPF化処理量	12
	剪定枝資源化処理量	22
	資源物計	9,419
事業系	事業系ごみ許可業者	8,337
	事業系ごみ直接搬入	15
	事業系ごみ計	8,352
一人一日あたりの家庭からの排出量	計画収集総量	35,443
	家庭からのごみ・資源排出量	27,091
	人口(10月1日現在)	140,170
	一人一日あたりの排出量(g)	530
ごみ総排出量	可燃ごみ(家庭系+事業系)	25,023
	家庭からの可燃ごみ排出量	16,671
	不燃ごみ	353
	粗大ごみ	648
	家庭ごみ総排出量	17,672

(2) 一般廃棄物処理基本計画各目標の推移

【目標値一覧】

① 一人一日あたりの家庭系ごみ量
② 事業系ごみ量
③ 焼却量
④ 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量
⑤ リサイクル率

①一人一日あたりの家庭系ごみ量

④一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量

平成22年度の全家庭系ごみ一人一日あたり排出量は、711グラムです。ここから令和3年度までに25グラムを減量し、目標値を686グラムと設定しています。また、令和9年度までにさらに6グラム減量し、680グラムを目標値としています。

なお、令和5年3月の一般廃棄物処理基本計画改定に伴い、一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量を令和9年度までに340グラムとする目標を設定し、目標を達成している状況です。令和5年度は過去最少の326グラムでした。

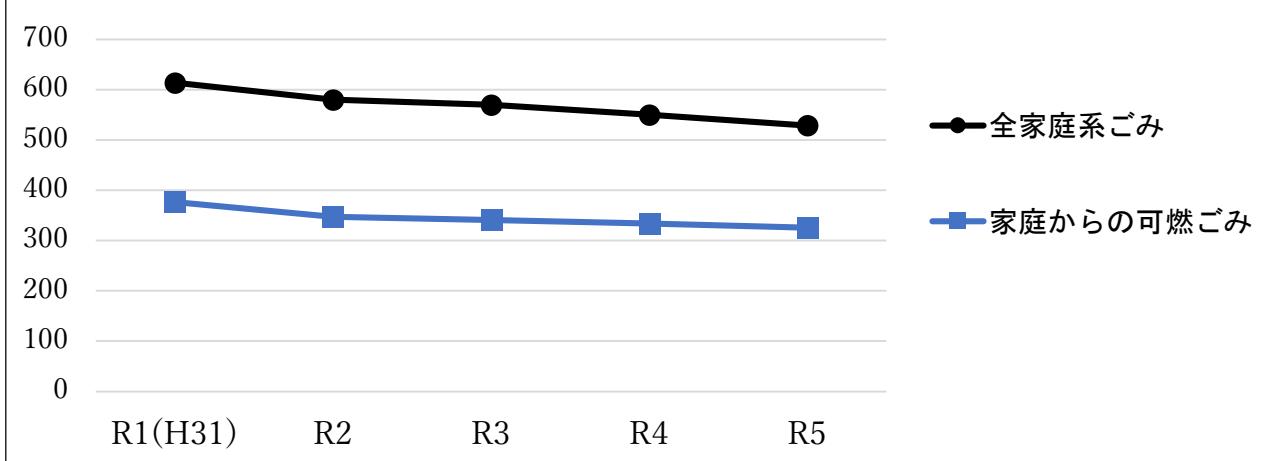
①④ともに達成

一人一日あたりの家庭からの排出量

年度	人口 (10月1日現在) (人)	家庭か らの可 燃ごみ (t)	一人一日 あたり(④) (g)		全家庭系 ごみ (t)	一人一日 あたり(①) (g)
			一人一日 あたり(④) (g)	全家庭系 ごみ (t)		
H22	127,707	20,419	438	33,128	711	711
R1(H31)	133,706	18,466	378	30,038	614	614
R2	136,516	17,284	347	28,886	580	580
R3	137,303	17,080	341	28,561	570	570
R4	139,387	17,016	334	27,978	550	550
R5	140,170	16,671	325	27,091	530	530
R9目標値			340			570

※R9目標値：令和5年3月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

一人一日あたりの 家庭系可燃ごみと全家庭系ごみの推移

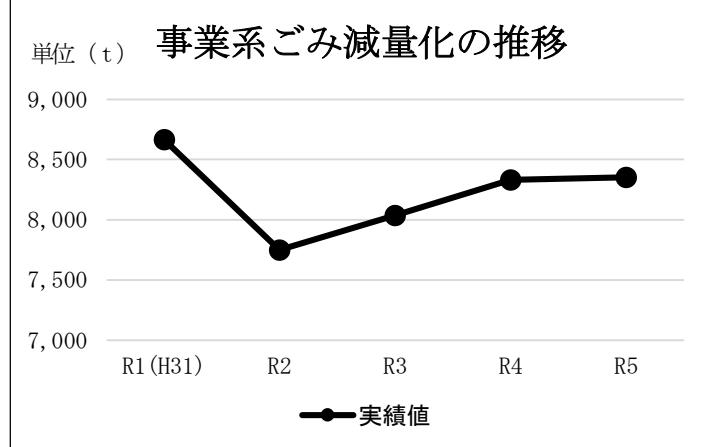


※全家庭系ごみ＝家庭からの可燃ごみ+不燃物+粗大ごみ+不燃で収集された粗大可燃+資源物量

②事業系ごみ量

本市では、市内経済の発展により年々事業系ごみの排出量は増加しています。令和2年度から3年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大により店舗の営業自粛等により、一時的な減量もみられましたが、事業系ごみの減量化は引き続き本市の重要課題となっています。

事業系ごみ排出量		
年度	経過年数	実績値(t)
H12	0	6,545
H22	10	6,845
R1(H31)	19	8,665
R2	20	7,749
R3	21	8,037
R4	22	8,331
R5	23	8,352
R9目標値	27	5,145



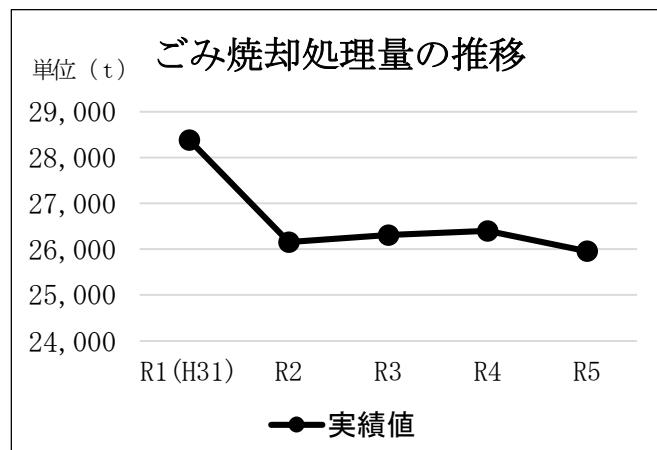
※R9目標値：令和5年3月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

※平成22年度の実績値のみ、事業系直接搬入量を除いたトン数

③焼却量

平成12年度の海老名市分のごみ焼却処理量である32,980トンを基準値とし、ここから約26%削減した24,000トンを、令和9年度の目標値として設定しています。

ごみ焼却処理量		
年度	経過年数	実績値
H12	0	32,980
H22	10	28,238
R1(H31)	19	28,379
R2	20	26,151
R3	21	26,308
R4	22	26,399
R5	23	25,958
R9目標値	27	約24,000



※R9目標値：令和5年3月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

※ここで指す「ごみ焼却処理量」は、県へ報告している「一般廃棄物処理実績報告」の「全焼却量」であり、不燃物残渣の中間処理後の焼却量等を含みます。

⑤リサイクル率

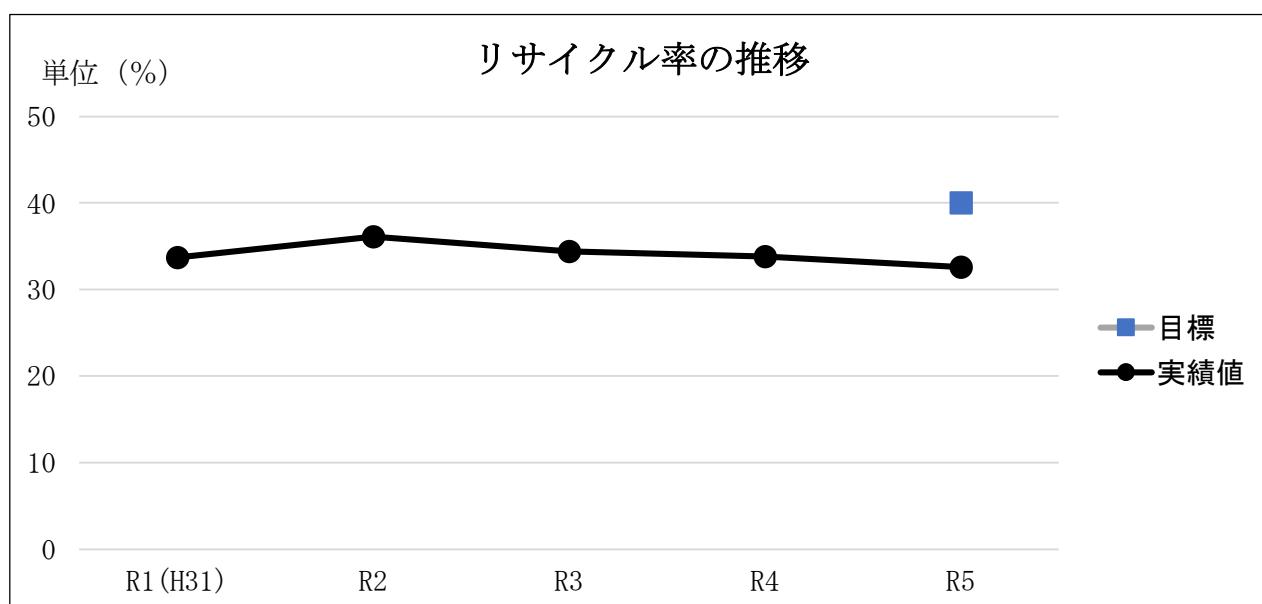
令和3年度にリサイクル率を40%とし、令和9年度まで維持するよう、目標設定しています。基準となる平成22年度の実績値は35.8%であり、令和4年度実績において、令和3年度目標(40%)を下回っています。

要因として、プラスチック製品の減少や市民の購買意識の変化、不用品のネット売買の浸透等が想定されます。

リサイクル率					
年 度	経過年数	実績値 A/B (%)	項目(t)		県内順位 (人口 10万人以上 50万人未満) (率の高い順)
			総資源化量 (A)	総排出量 (B)	
H22	○	35.8	14,288	39,918	3位(1位鎌倉市 46.7)
R1(H31)	9	33.7	13,038	38,703	2位(1位鎌倉市 52.6)
R2	10	36.1	13,211	36,635	2位(1位鎌倉市 53.2)
R3	11	34.4	12,601	36,598	2位(1位鎌倉市 52.8)
R4	12	33.8	12,284	36,309	2位(1位鎌倉市 56.7)
R5	13	32.6	11,568	35,443	
R9目標値	17	40.0			

※R9目標値：令和5年3月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

※本リサイクル率は、県「一般廃棄物処理実績報告」の数字に、粗大ごみRPF化による資源化量等を含んで算出したものとなっています。



2 ごみ処理

(1) 収集体制

① 家庭系ごみ

区分	排出容器	収集回数	実施主体	収集場所
燃やせるごみ・生ごみ	指定収集袋(オレンジ色)	週2回	直営・委託	戸別収集
紙おむつ・落ち葉・雑草	透明・半透明の袋	週2回		
燃やせないごみ	指定収集袋(水色)	週1回		ごみ集積所
粗大ごみ	-	持込・申込制		戸別収集・持込み(有料)
資源	紙類(段ボール、新聞と折込チラシ、飲料用紙パック、本・雑誌類、ミックスペーパー)	ひもで十字にしばる (ミックスペーパーは袋等)	週1回	ごみ集積所
	家庭用金物類			
	小型電気製品			
	布類			
	缶類			
	びん類			
	蛍光管、電球、乾電池			
	ペットボトル			
	容器包装プラスチック			
	その他プラスチック			
使用済み食用油	ペットボトル	申込制	戸別収集	戸別収集
剪定枝	ひもで束ねる			

② 事業系ごみ

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条第一項)

自ら処理できない場合は、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託するか、市廃棄物条例の規定に従い高座清掃施設組合へ搬入することとなります。

③ 海老名市が収集・運搬しないごみ

区分	品目
処理が困難なもの	パソコン、業務用ファクシミリ、自動車、オートバイ(原付を含む)、タイヤ・ホイールその他自動車部品、農業用機械、農業用ビニール、耐火ボード、石膏ボード、断熱材、建築廃材、がれき類(モルタル、コンクリート、ブロック、レンガ、タイルなど)、石(砂利、墓石、漬物石、庭石など)、セメント、瓦、土、砂、発電機、給湯器、ボイラー、ソーラーシステム、物置(外床1.5坪を超えるもの)、木彫りの置物(厚み10cm以上)・碁盤・将棋盤(厚み10cm以上)、草刈り機・芝刈り機・チェーンソー(それぞれエンジン付きのもの)、オイルヒーター、浴槽、愛玩動物の死骸、便器、神棚、仏壇、位牌、耐火金庫、ピアノ、ボウリングの球、スプリング入りマットレス、ウォーターベッド、うす、ウッドデッキ、カーポート、刀・日本刀、切り株(直径10cm以上)、七輪、シニアカー、洗面台、流し台、その他1辺の長さが3m以上のもの
危険性のあるもの	消火器、ガスボンベ、石油類(ガソリン、灯油、エンジンオイル、機械油)、注射器、医療系廃棄物
有害性のあるもの	バッテリー(自動車・車椅子用含む)、塗料、農薬、殺虫剤、その他家庭用ではない薬品
特定家庭用機器	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ)、冷蔵庫、冷凍庫

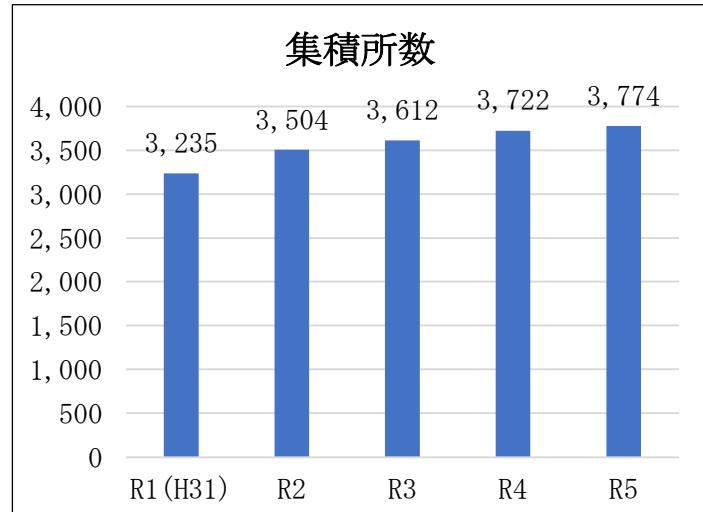
(2) 家庭ごみふれあい収集

平成14年10月から、社会福祉推進の一環として「家庭ごみふれあい収集」を開始しました。これは、ごみ集積所まで家庭のごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者など、体が不自由な方のみの世帯について、本人の申込みにより収集作業員が申込対象者宅の玄関先等まで伺い、声かけ(安否確認)をしてから、ごみの収集を行うものです。

ふれあい収集は、平成22年度まで市で実施し、平成23年度から社会福祉協議会事業の家事支援サービスの一部として「ごみ集積所等へのごみ出し」を行っています。

(3) ごみ集積所の設置状況(単位：個)

年度	集積所数
R 1 (H 3 1)	3,235
R 2	3,504
R 3	3,612
R 4	3,722
R 5	3,774



(4) し尿・浸透樹汚水・浄化槽 (単位 : kℓ)

年度	し尿汲取量	汚水汲取量	浄化槽汚泥汲取量
R 1 (H 3 1)	508	325	2,732
R 2	457	304	3,053
R 3	584	178	3,269
R 4	403	101	2,411
R 5	415	128	2,959



3 家庭系ごみ有料化と戸別収集

○有料化導入の経緯

海老名市では、ごみの減量化を喫緊の課題と考え、平成29年5月に環境審議会に対し、「家庭系ごみ減量化策(戸別収集・有料化含む)について」の諮問を行い、家庭系ごみ専門部会において全9回の審議の結果、平成30年6月18日に最終答申を受けました。

環境審議会からの最終答申を受け、海老名市では「海老名市家庭系ごみ減量化基本方針(案)」を策定し、広く市民から意見聴取するとともに、住民説明会を経て、基本方針を策定。

平成30年9月、家庭系ごみ有料化についての条例改正案を議会に上程し、平成30年11月29日議決、令和元年9月30日から実施しました。

○有料化の方法と手数料

市の指定した袋(指定収集袋)により対象品目となるごみを排出する方法。

有料化対象品目	袋の種類	手数料 (1枚当たり)	品目(例)
燃やせるごみ (オレンジ色)	5リットル袋	10円	生ごみ、ティッシュペーパー、革製品、綿の入ったもの、資源化できない紙類、家庭菜園の野菜くず、切り花、ペット用のおむつ、ペットシート、生理用品 等
	10リットル袋	20円	
	20リットル袋	40円	
	40リットル袋	80円	
燃やせないごみ (水色)	5リットル袋	10円	陶器類、ガラス類、資源化できないびん(化粧品のびん等)、鏡類、磁石、硯、砥石
	10リットル袋	20円	
	20リットル袋	40円	
	40リットル袋	80円	

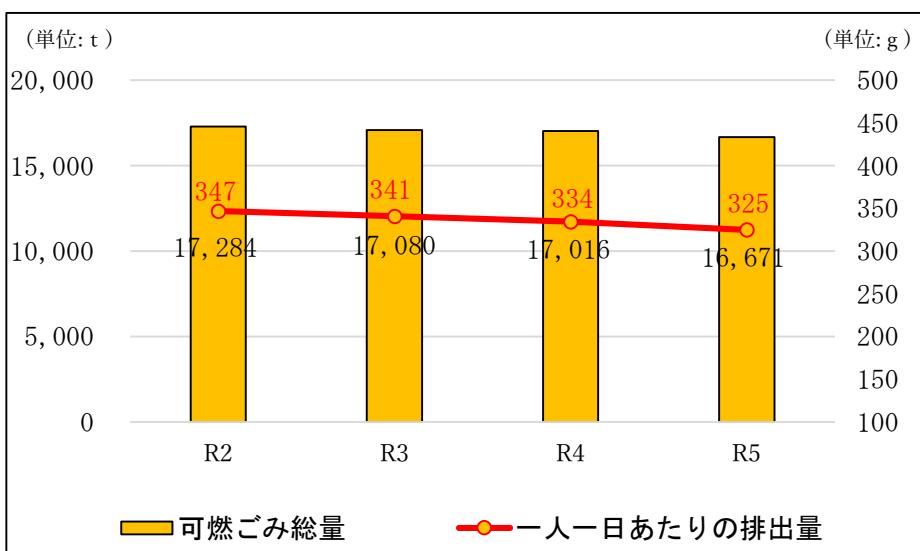
○減免対象世帯への支援

次の世帯については、指定収集袋を一定枚数配布しています。

配布枚数(年間)：世帯人員1人あたり、10リットル袋110枚に相当する量

- 1 生活保護受給世帯
- 2 児童扶養手当受給世帯
- 3 特別児童扶養手当受給世帯
- 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯
- 5 障がい者手帳所持(身体1級・2級、精神1級)かつ非課税世帯
- 6 療育手帳所持(A1またはA2)かつ非課税世帯

○ごみ有料化実績後のごみ排出量の推移



ごみの一部有料化後、人口は増加していますが、ごみの排出量は減少し続けています。また、1人1日あたりの燃やせるごみ量は、目標である340gを下回り325gとなりました。

○戸別収集

ごみの一部有料化の併用策として、令和元年9月30日から燃やせるごみの戸別収集を開始しました。戸別収集とは、道路に面した敷地内にごみを出し、建物1棟ごとに収集する方法です。これにより、排出者責任の明確化が図られ、ごみの減量化が促進されるとともに、高齢者等のごみ出し負担軽減にもつながります。

◎戸別収集対象品目

燃やせるごみ、剪定枝



◎収集方法

	戸建住宅	集合住宅
燃やせるごみ、紙おむつ、落ち葉・雑草、清掃ごみ(燃やせるごみのみ)	自宅敷地内の道路沿いに排出	集合住宅敷地内の専用ごみ集積所に排出
燃やせないごみ、資源物	ごみ集積所に排出	

○剪定枝の資源

燃やせるごみの減量化を目的として、燃やせるごみに排出していた剪定枝を資源化し、それに伴い申込制の戸別収集を行っています。(無料)

◎排出方法等

	内容	備考
対象品目	剪定枝(葉付きも可)	土、石、砂付きは資源化に影響があり、不可
排出方法	ひもで束ねる	土、石、砂の混入の恐れがあり、ビニール袋等に入れての排出は不可
排出規格	太さ10cm、長さ50cm、1束の直径が25cm以内	従前と同規格
資源化方法	RPF化(固形燃料化)	

※令和4年度は、試行的に自治会等の美化デーごみに限り、剪定枝のたい肥化を行いました。



4 事業系ごみ

海老名市では、家庭系ごみと同様に事業系ごみについても減量化を喫緊の課題ととらえ、一般廃棄物処理基本計画の目標である事業系ごみ量の目標達成のため、事業系ごみ減量化基本方針を令和元年5月に策定しました。

事業系ごみについては、業種・業態・事業規模によって排出されるごみの量や排出品目が異なることから、統一した減量化策で一律の効果を得ることは難しく、排出事業者個々の状況に応じた対応が求められます。また、人員不足や廃棄物保管場所・分別スペース不足などの理由から、分別不十分の状況や地域の集積所に排出するなどの不適正排出も見受けられる状況です。さらに、資源物の取扱品目についても収集運搬業者によって異なります。

排出事業者に対するきめ細かな指導・啓発とごみの減量・適正排出に向けて粘り強く協力を要請するとともに、排出事業者が自主的に取り組めるよう市の支援を行うといったことも踏まえて、減量化策に取り組んでいく必要があります。

また、事業系ごみの減量化については、焼却炉を使用している三市それぞれの取り組みだけでは限界があります。事業者の分別・リサイクルを促進するため、座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合とともに搬入手数料の見直しを行い、令和6年度から段階的に搬入手数料の引き上げを行います(令和6年4月～30円/kg、令和8年4月～35円/kg)。

【収集量、許可業者及び収集委託事業所の推移】

年 度	事業系ごみ 収集量(t)	対前年比 (%)	内 訳(t)		許可業者数
			許可業者	直接搬入	
H23	7,068	2.91	7,042	26	57
R1(H3.1)	8,509	-1.32	8,483	26	58
R2	8,665	1.83	8,644	21	52
R3	8,037	-3.71	8,018	19	53
R4	8,331	3.66	8,309	22	54
R5	8,352	0.25	8,337	15	54

【多量排出者】

市廃棄物規則第13条第1項により、次を満たす者は多量排出者に該当します。

○前年度において毎月1トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出した者

○前年度において12トン以上の事業系一般廃棄物を排出した者

令和5年度 多量排出者件数：85件

【事業所指導】

不適正排出の市民通報を受けての現地指導、ごみ減量化の提案など、事業所への廃棄物の適正排出及び減量化のための指導を行います。

令和5年度 事業所訪問・指導件数：23件

5 ごみの減量化・資源化

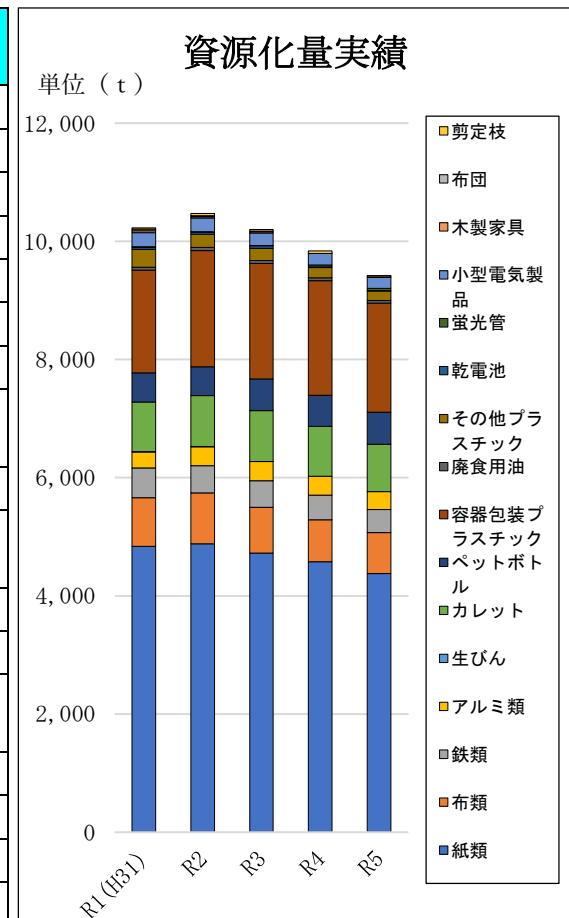
(1) 資源化事業

- 平成3年度：「紙類、缶類、びん類、布類」の分別回収・資源化開始
- 平成10年度：「ペットボトル」の分別回収・資源化開始
- 平成13年度：「容器包装プラスチック・食品トレー及び使用済み食用油」の分別回収・資源化開始
- 平成17年2月：東柏ヶ谷地区で新たな分別・収集方法を試行。平成17年10月から市全域で新分別（容器包装プラスチック以外のプラスチック（その他プラスチック）、蛍光管・電球の追加）と新収集方法（全ての資源物を週1回収集する）を開始
- 平成28年12月1日：ミックスペーパーの品目拡大（「シュレッダー紙」、「写真」、レシート等の「感熱紙」）
- 平成29年度：木製家具・布団の資源化(RPF化)本格実施
- 平成30年度：小型電気製品の資源化実施
- 令和元年9月30日：剪定枝の戸別収集（予約制）・資源化(RPF化)開始

① 資源化量実績

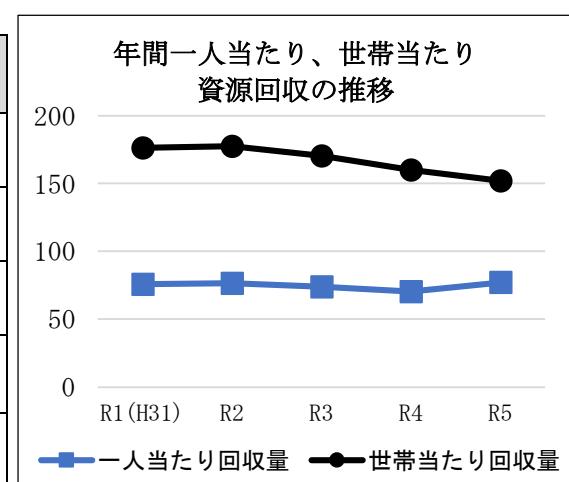
（単位：t）

年度	R 1 (H31)	R 2	R 3	R 4	R 5
紙類	4,838	4,881	4,723	4,575	4,379
布類	824	860	776	713	690
鉄類	500	459	450	415	393
アルミ類	274	322	321	322	301
生びん	6	6	3	0	0
カレット	835	862	862	844	802
ペットボトル	495	487	535	526	540
容器包装 プラスチック	1,738	1,962	1,956	1,939	1,846
廃食用油	48	55	50	45	43
その他 プラスチック	307	222	204	177	165
乾電池	37	38	41	36	36
蛍光管	7	9	7	7	6
小型 電気製品	236	230	209	195	184
木製家具	30	25	26	1	12
布団	31	14	10	0	0
剪定枝	22	37	28	42	22
合計	10,228	10,469	10,201	9,837	9,419



②年間一人当たり、世帯当たりの資源回収量

年度	R 1 (H31)	R 2	R 3	R 4	R 5
資源回収量(t)	10,228	10,469	10,201	9,837	9,419
人口(人)	134,714	137,114	137,987	139,739	140,170
世帯数(世帯)	58,046	58,971	59,899	61,454	61,911
一人当たり 回収量/年(kg)	75.9	76.4	73.9	70.4	67.2
世帯当たり 回収量/年(kg)	176.2	177.5	170.3	160.1	152.1



(2) 粗大ごみの資源化状況

○ 粗大ごみの資源化量

(単位 : kg)

年度	木製家具 R P F 化	布団 R P F 化	金属 売却	資源化量 合計	粗大ごみ量から の資源化割(%)	高座清掃施設 組合搬入量
R 1 (H 3 1)	30,030	30,950	135,010	195,990	22.8	665,000
R 2	25,160	13,810	134,540	173,510	19.5	716,000
R 3	25,860	10,150	151,560	187,570	21.0	704,000
R 4	500	0	124,310	124,810	15.0	709,000
R 5	12,000	0	148,650	160,850	19.9	648,000

※粗大ごみ量からの資源化割合の計算は、粗大ごみの資源化量を粗大ごみ量と粗大ごみの資源化量の合計で除して出た割合となります。(再生家具等の量は含まれていません。)

※再生家具等により粗大ごみ処理量の減量化を図っています。(第二高齢者生きがい会館【再生家具等即売件数】(35ページ)参照)

※粗大ごみからの資源化割=資源化量合計 ÷ (資源化量合計+高座清掃施設組合搬入量)

○ 粗大ごみ収集の推移

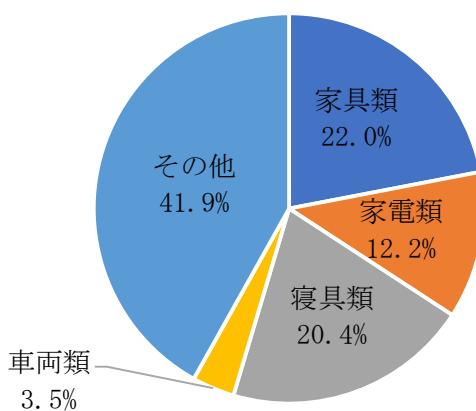
年度	申込分(戸別収集)		持込分		収集日数	
	件数	点数	件数	点数	申込分	持込分
R 1 (H 3 1)	6,343	13,725	44,851	114,046	307	359
R 2	7,458	15,774	45,101	119,468	303	359
R 3	7,739	15,497	49,305	123,036	359	
R 4	8,080	16,958	46,280	112,832	359	
R 5	7,721	15,177	45,340	112,237	360	

※令和3年度から申込分も年末年始を除いて年中無休となりました。

○ 種類別内訳

区分	令和元年度 (平成31年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	点数	割合 (%)	点数	割合 (%)	点数	割合 (%)	点数	割合 (%)	点数	割合 (%)
家具類	47,192	36.9	50,246	37.1	31,649	22.9	33,903	26.1	28,031	22.0
家電類	18,033	14.1	19,865	14.7	20,071	14.5	17,910	13.8	15,584	12.2
寝具類	28,951	22.7	30,241	22.4	29,406	21.2	28,901	22.3	25,976	20.4
車両類	4,687	3.7	4,681	3.5	5,776	4.2	5,304	4.1	4,489	3.5
その他	28,908	22.6	30,209	22.3	51,631	37.2	43,772	33.7	53,334	41.9
合 計	127,771	100	135,242	100	138,533	100	129,790	100	127,414	100

令和5年度粗大ごみ種類別内訳



(3) 生ごみ処理機補助制度

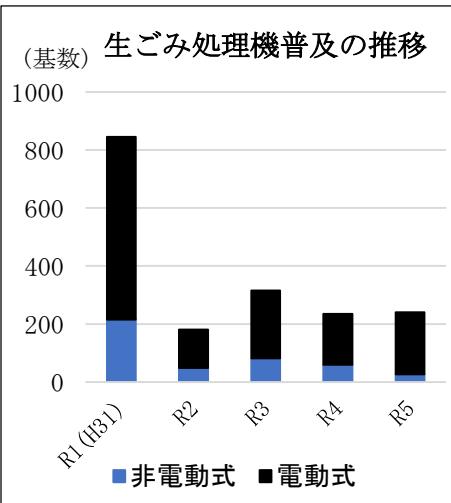
平成5年度から、「生ごみ処理器(コンポスト)」、平成9年度から「EM菌の生ごみ処理器」の設置費補助を実施(1世帯2基まで、1基3,000円を上限に3分の2以内)。

平成11年度から、電動式生ごみ処理機も補助の対象(1世帯1基まで、30,000円を上限に2分の1以内)。平成15年度に電動式の補助金額上限を40,000円へ引き上げ、市内事業所への補助も開始。

平成22年度には、電動式生ごみ処理機の補助金額を50,000円を限度に購入金額の4分の3、堆肥式生ごみ処理機(「非電動式」に改称)の補助金額を5,000円を限度に購入金額の10分の9へ、平成27年度には非電動式生ごみ処理機の補助金額を20,000円を限度に購入金額の4分の3へ見直しを行いました。令和4年度には、非電動式の生ごみ処理機の補助上限額を25,000円に引き上げました。

① 生ごみ処理機補助台数実績

	世帯数	非電動式 基数	電動式 基数	総 計	補助額(円)
H 5～30	4258	2,797	1,977	4,774	73,356,100
R 1 (H31)	806	215	630	845	24,734,200
R 2	173	48	133	181	4,945,500
R 3	301	81	234	315	8,901,100
R 4	224	59	176	235	7,328,800
R 5	233	26	214	240	8,878,500
累 計	5,995	3,226	3,364	6,590	128,144,200



② 主な生ごみ処理機

◆ 電動式生ごみ処理機	◆ 非電動式生ごみ処理機
消滅型(写真:左) 機械の中で微生物が生ごみを分解し、残渣がほぼ発生しない。	コンポストタイプ(写真:左) 10センチほど土を掘り、そこへ埋めて使う。土中の微生物が生ごみを分解する。
乾燥型(写真:中央、右) 温風やヒーターで生ごみを乾燥し、たい肥化やそのまま燃やせるごみとして出すことができる。	キエ一口(写真:中央) ベランダに設置可能。土を掘り、生ごみと水を入れ土と搅拌して乾いた土をかぶせる。微生物が生ごみを分解する。 EM容器タイプ(写真:右) 密閉式のバケツのような容器に、生ごみ分解有機微生物(EM発酵資材)を入れて生ごみを分解する。

③ 生ごみ処理機展示会（普及・啓発活動）

事 業 名	期 日	会 場
三井住友銀行ショーウィンドー	令和5年6月23日(金)～7月7日(金)	三井住友銀行海老名支店
自由通路デジタルサイネージによる放映	令和5年7月15日(土)～12月28日(木)	海老名駅自由通路
中央図書館デジタルサイネージによる放映	令和5年7月15日(土)～8月14日(月)	中央図書館

III 施設

1 高座クリーンセンター(施設は高座清掃施設組合が管理)

【施設組合の状況】

所在地	海老名市本郷1番地の1	
構成市名	海老名市、座間市、綾瀬市	
設立年月日	昭和38年12月28日	
行政区域面積	66.3km ²	
施設面積	高座クリーンセンター	17,881m ²
	じん芥処理施設	15,975m ²
	環境プラザ	
	水処理施設	1,906m ²
	その他、緩衝緑地	32,219m ²
	屋内温水プール	6,809m ²
	本郷老人福祉センター (本郷荘)	2,592m ²
	焼却灰等埋立処分地	5,399m ²
	本郷ふれあい公園	38,446m ²
	計	103,346m ²



※本郷ふれあい公園の敷地面積は第二工区用地取得済面積含む。

【水処理施設の状況】

区分	竣工	延床面積(m ²)	処理能力	処理方法	最終処理
生し尿・浄化槽汚泥 ※計画処理能力 し尿:10kℓ/日 浄化槽汚泥:38kℓ/日	平成26年 3月	1,184.46	48kℓ/日 (し尿10kℓ、 浄化槽汚泥38kℓ)	固液分離・ 希釀後下水 道放流方式	脱水汚泥は、既設焼 却炉にて焼却 脱離液は、固液分離・ 希釀後、下水道放流

【ごみ処理施設の状況】

区分	竣工	延床面積(m ²)	処理能力	処理方法	最終処理
マテリアル リサイクル施設	平成31年 3月	13,310.67	14 t /5時間 (1日5時間)	破碎・選別方式	焼却処理及び資源化
ストーカ炉			122.5 t /日 ×2炉	ストーカ炉・ 灰資源化方式	資源化

【その他施設の状況】

区分	竣工	延床面積(m ²)	概要	諸室、設備等
環境プラザ	平成31年 3月	5,591.10	各種の市民活動に活用できる場を 提供し、高座清掃施設組合の業務 に関する認識を高めるとともに、地 域文化の発展及び福祉の増進に 寄与することを目的に設置	・創作工房1・2 ・キッチンルーム ・音楽室 ・多目的スタジオ ・中会議室 など
本郷ふれあい公園	令和元年 12月	11,000 (1.1ha) (第一工区)	廃棄物処理施設の更新に伴い、 周辺地域の住環境との調和を図る 目的に設置。現在、第一工区(1.1 ha)のみ供用開始。令和8年度に、 第二工区共用開始予定	・駐車場21台 ・トイレ

【高座清掃施設組合負担金】

(千円)

区分			海老名市	座間市	綾瀬市	合計
令和3年度 (決算額)	運営費 分担金	共通費割額	297,411	288,266	243,698	829,375
		ごみ処理費割額	251,718	325,684	238,919	816,321
		し尿処理費割額	26,261	28,142	28,732	83,135
		運営費分担金合計	575,390	642,092	511,349	1,728,831
	人件費分担金		0	0	0	0
	建設費 分担金	共通費割額	0	0	0	0
		ごみ処理費割額	204,921	199,794	161,089	565,804
		し尿処理費割額	7,746	9,494	9,651	26,891
		建設費分担金合計	212,667	209,288	170,740	592,695
	周辺環境整備費分担金		12,614	12,614	12,614	37,842
令和3年度分担金合計			800,671	863,994	694,703	2,359,368
令和4年度 (決算額)	運営費 分担金	共通費割額	236,620	233,847	199,167	669,634
		ごみ処理費割額	188,296	279,062	220,566	687,924
		し尿処理費割額	34,295	32,739	36,306	103,340
		運営費分担金合計	459,211	545,648	456,039	1,460,898
	人件費分担金		0	0	0	0
	建設費 分担金	共通費割額	352	344	264	960
		ごみ処理費割額	352,279	343,753	277,059	973,091
		し尿処理費割額	7,746	9,494	9,651	26,891
		建設費分担金合計	360,377	353,591	286,974	1,000,942
	周辺環境整備費分担金		10,521	10,521	10,521	31,563
令和4年度分担金合計			830,109	909,760	753,534	2,493,403
令和5年度 (決算額)	運営費 分担金	共通費割額	191,343	183,654	158,060	533,057
		ごみ処理費割額	205,521	287,997	232,605	726,123
		し尿処理費割額	31,492	35,687	41,758	108,937
		運営費分担金合計	428,356	507,338	432,423	1,368,117
	人件費分担金		0	0	0	0
	建設費 分担金	共通費割額	76	75	58	209
		ごみ処理費割額	357,896	349,241	281,651	988,788
		し尿処理費割額	7,746	9,494	9,651	26,891
		建設費分担金合計	365,718	358,810	291,360	1,015,888
	周辺環境整備費分担金		10,504	10,504	10,504	31,512
令和5年度分担金合計			804,578	876,652	734,287	2,415,517

2 資源化センター

缶やびん、容プラなど資源物の中間処理を行っている施設です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に定める「一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)」。

【土地】

大谷南五丁目5093外19筆(借地) 5882.11m²



【地目】

ごみ処理場 (平成31年 都市計画用途地域変更)

【建物】

大谷南五丁目7番27号 3025.18m²

延床面積(m ²)		構造	竣工年月
ビジター棟	539.46	鉄骨造2階建	平成13年9月 令和元年11月
缶・びん類処理施設棟	753.79 (うち2階部分 212.32)		
ペットボトル・容器包装プラスチック処理設備棟	1207.67 (うち2階部分 172.27)		
事務所棟	119.21 (うち2階部分 49.62)		
不燃物処理設備棟	360.00		
可燃物保管棟	45.05		

【種類別作業内容等】(※紙・布は業者へ直接搬入しています。)

資源物の種類	破袋処理	異物除去	選別	処理能力	再資源化手法
缶類	破袋機 除袋機	スプレー缶 金物類、びん類、他	磁選機 アルミ選別機	3.7t/5h	①アルミ缶 ②鉄筋、鉄骨等
びん類(飲料用)	除袋作業 (手作業)	無価物 蓋	色選別 (無色、茶色、 その他) 手作業	4.9t/5h	①無色→再生びん ②茶色→再生びん ③その他→舗装材、グラスウール等
容プラ	破袋機	[主な異物] 可燃物、その他プ ラ、ペットボトル	手作業	7t/5h	①材料リサイクル(容プラ、プラ製品) ②ケミカル(油化、高炉還元剤化、コ ークス炉化学原料化、ガス化) ③固形燃料等
ペットボトル	破袋機 除袋機	[主な異物] 可燃物、ラベル付、 キャップ、縦潰れペ ットボトル	手作業	3t/5h	①繊維 ②シート(卵パック、中仕切り) ③ボトル ④成形品(蓋、ごみ回収BOX) ⑤その他(結束バンド等)
不燃物 (金物、その他プ ラ、家電、陶磁器)	除袋作業 (手作業)	—	次の4つに選別 金物類、プラ類、 家電類、残渣物	7t/5h	①金物類…金属化 ②プラ類…固形燃料 ③家電類…再資源化 ④残渣物…破碎処理→資源物選別 →焼却処理
廃食用油	—	—	—	—	油性インク等
スプレー缶	—	—	穴あけ処理	—	①アルミ缶 ②鉄筋、鉄骨等
蛍光管	—	—	—	—	高座清掃施設組合を通じて、アルミ、 ガラス、水銀に分けて再利用
乾電池	—	—	—	—	高座清掃施設組合を通じて、亜鉛、 鉄、マンガン、水銀に分けて再利用

3 美化センター

可燃ごみの収集、し尿・汚水の汲み取り、不法投棄防止の啓発と調査、収集を主な業務とする車両基地・拠点施設です。

【土 地】

杉久保北一丁目300外28筆 3290.24m²



【建 物】

杉久保北一丁目4番1号 884.88m²

面積(m ²)	構造	竣工年月日	備考
事務所棟	728.28	鉄骨造2階建	平成11年10月1日
車庫棟・倉庫棟	130.50	軽量鉄骨造	OH8.2.27永池川河川改修事業で県に一部売却 OH20.8.14道路拡幅のため一部市道～(9.23m ²)
(うち車庫部分 98.75)			
(うち倉庫部分 31.75)			
自転車置場	26.10	鉄骨造	昭和54年10月1日

【車両台数】(令和5年度)

塵芥収集車(3t)	25台(うちリース車12台)
箱型トラック	3台
し尿車(1.8kℓ)	2台
軽トラック	5台
軽貨物車	2台

4 第二高齢者生きがい会館(施設は、地域包括ケア推進課が管理)

粗大ごみの戸別収集予約受付、持ち込み受付、再生家具等の販売を行っています。



【土 地】

杉久保北二丁目289外5筆 1228.12m²

【建 物】

杉久保北二丁目1番10号 299.89m²

面積(m ²)	構造	開所年月日
第二高齢者生きがい会館 299.89	鉄骨造平屋建	平成31年4月1日

【再生家具販売件数】

	R 1(H31)	R 2	R 3	R 4	R 5
件数	1,705	1,973	2,786	3,165	3,037
金額(円)	2,569,100	3,134,500	2,976,500	2,793,100	2,727,100

※H30はリサイクルプラザ休館中であったため、再生家具等販売なし。

【参 考】

海老名市リサイクルプラザ

平成13年10月に、ごみの減量化、資源化について学んでもらう施設として開館。家庭から粗大ごみとして排出された家具等を、補修し、廉価で販売していた。また、平成18年11月からは、即日販売する方法を追加。このほか、研修室、リフォーム室、図書コーナーを設け、さらに不用品として無償で提供された小物類を、随时販売・交換するリサイクルも実施していた。平成29年10月から隣接する資源化センターの大規模改修工事に伴い休館。平成31年4月1日に閉館。

5 その他の施設

① 土地

名 称 (用途)	所 在 地	面積(公簿)	備 考
第1本郷最終処分場 (一般廃棄物)	本郷字上星谷3885-1 外28筆	11,632.78m ²	使用開始 昭和42年4月 埋立終了 平成15年3月 面積のうち、本郷3885-3、3962-3は、横須賀市上下水道局から借地 (1,007.78m ²)
第2本郷最終処分場 (一般廃棄物)	本郷字下星谷3494 外22筆	4,853.m ²	使用開始 昭和49年12月 (現在は道路管理課が借地)
合 計		16,485.78m ²	

② 災害対策用し尿貯蔵施設

名 称	所 在 地	貯留能力	施 設	設置年月日
災害対策用 し尿貯蔵施設	本郷字上星谷 3972(第1本郷最 終処分場内)	43.4t	タンク2基 21.7t×2基	昭和61年3月31日

IV 環境美化

1 地域美化の推進

(1) 美化デー

美化の推進及び美化意識の高揚を図ることを目的として、地域で自主的に行われている清掃活動について、ごみの収集やごみ袋の配布などの支援を行っています。

令和5年度 実施回数：325回 ごみ袋使用枚数：9,618枚



(2) きれいなまちづくり事業

自治会、老人会、子ども会、PTA、NPO法人のいずれかであって、下記要件を備えている団体に対して、平成18年4月から奨励金の交付を行っています。

ア 実施団体の構成

	R 1 (H3.1)	R 2	R 3	R 4	R 5
自治会 町内会	24	25	25	23	21
老人会	17	16	15	15	14
子ども会	6	6	3	3	3
PTA	7	6	5	5	4
NPO 法人	0	0	0	0	0
合 計	54	53	48	46	42

イ 実施内容(重複活動あり)

	R 1 (H3.1)	R 2	R 3	R 4	R 5
地域 道路清掃	50	53	48	46	42
駅前・繁華街の 清掃	6	8	17	17	18
ごみ散乱防止 花プランター設置管理	8	8	0	0	0
不法投棄防止 パトロール	13	14	25	24	29
減量化資源化のための 分別及び啓発活動	9	7	23	21	24
その他	4	1	0	0	0

ウ 奨励金交付状況(実施団体)

	R 1 (H3.1)	R 2	R 3	R 4	R 5
奨励金 交付額(円)	1,839,000	1,419,000	1,000,000	1,036,000	978,000
延べ 活動実施月数	613	473	500	518	489
団体数	54	53	48	46	42
1団体当たり 平均交付額(円)	34,056	26,774	20,833	22,522	23,826

(2) えびなクリーン作戦

令和4年度で開催予定地区を一周したため終了

(3) えびなっ子スクール

依頼がなかったため実施せず。

(4) 出前講座(ごみ減量化・資源化)

実施日	会場	参加人数
令和5年6月15日	有鹿小学校（4年生）	90人
令和5年6月23日	柏ヶ谷小学校（4年生）	70人

(5) 動画での分別啓発

YouTube にて啓発動画を配信

2 美化指導・啓発ほか

ポイ捨て・路上喫煙対策

○美化推進重点地区

海老名駅周辺・さがみ野駅周辺・かしわ台駅周辺・厚木駅周辺



○路上喫煙禁止地区

海老名駅周辺

※海老名駅西口の喫煙所を令和5年9月30日に廃止しました。

○美化推進員制度

海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例第13条の規定に基づき、下記業務を委嘱

- ①空き缶等及び吸殻等の散乱防止に関する啓発、指導(ポイ捨て指導含む)
- ②路上喫煙禁止地区内での喫煙の禁止に関する啓発、勧告、命令等
- ③飲料及びたばこの自動販売機の調査
- ④空き缶等および吸殻等散乱物の処理
- ⑤関係行政機関との連絡調整(ポイ捨て、不法行為等法令違反行為)
- ⑥その他市が必要と認める事項(歩行喫煙の調査と啓発、指導)

【美化推進地区】

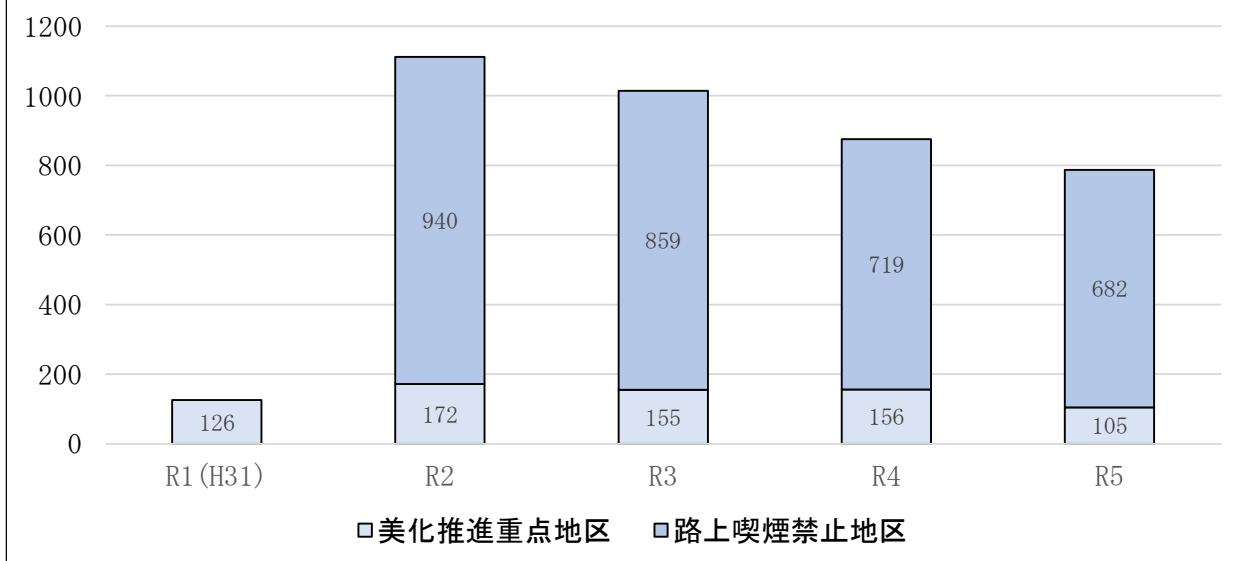
- ・中止指導…ポイ捨て者への行為中止及び投棄物自主回収指導、歩行喫煙抑制の協力依頼
- ・啓発…立ち止まって喫煙している方等へのポイ捨て未然防止呼びかけ

【路上喫煙禁止地区】

- ・勧告…禁止地区内で喫煙している方への指導
- ・案内…喫煙場所へ案内
- ・指導…喫煙所内指導(ex 加熱式たばこ専用の喫煙所で紙巻たばこを吸っている場合)

年 度	美化推進重点地区		路上喫煙禁止地区		
	中止指導	啓発	勧告	案内	指導
R1(H31)	115	11			
R2	47	125	551	115	274
R3	52	103	528	48	283
R4	29	127	509	65	145
R5	21	84	553	62	67

指導・合計等件数の推移

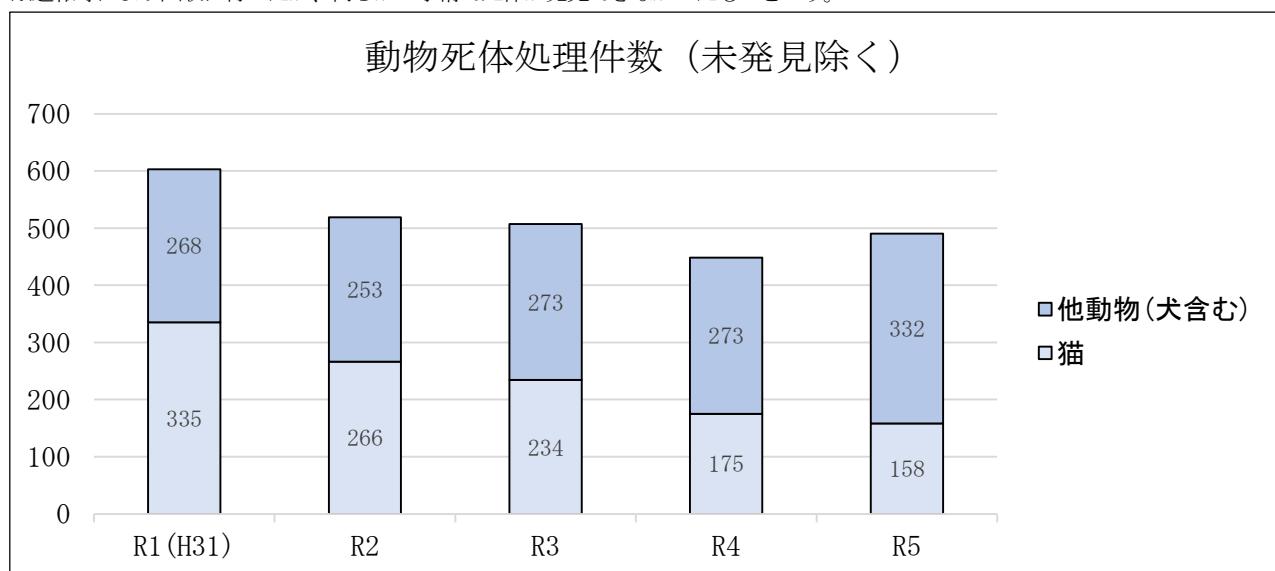


3 動物死体処理

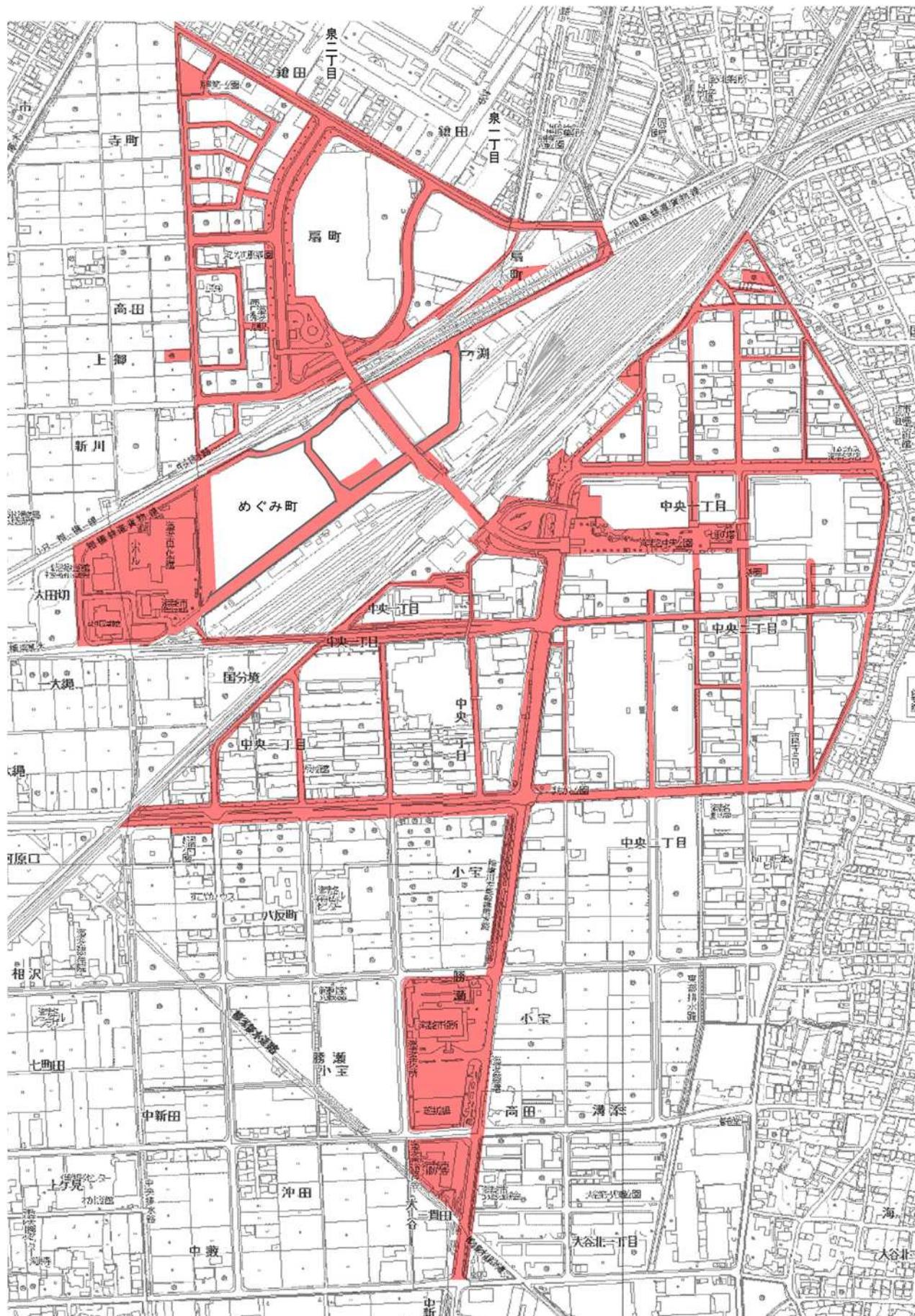
動物死体処理の推移

年度	所有者不明				動物 未発見※
	犬	猫	他動物	計	
R 1 (H 31)	1	335	267	603	42
R 2	0	266	253	519	43
R 3	0	234	273	507	36
R 4	0	175	273	448	30
R 5	1	158	331	490	40

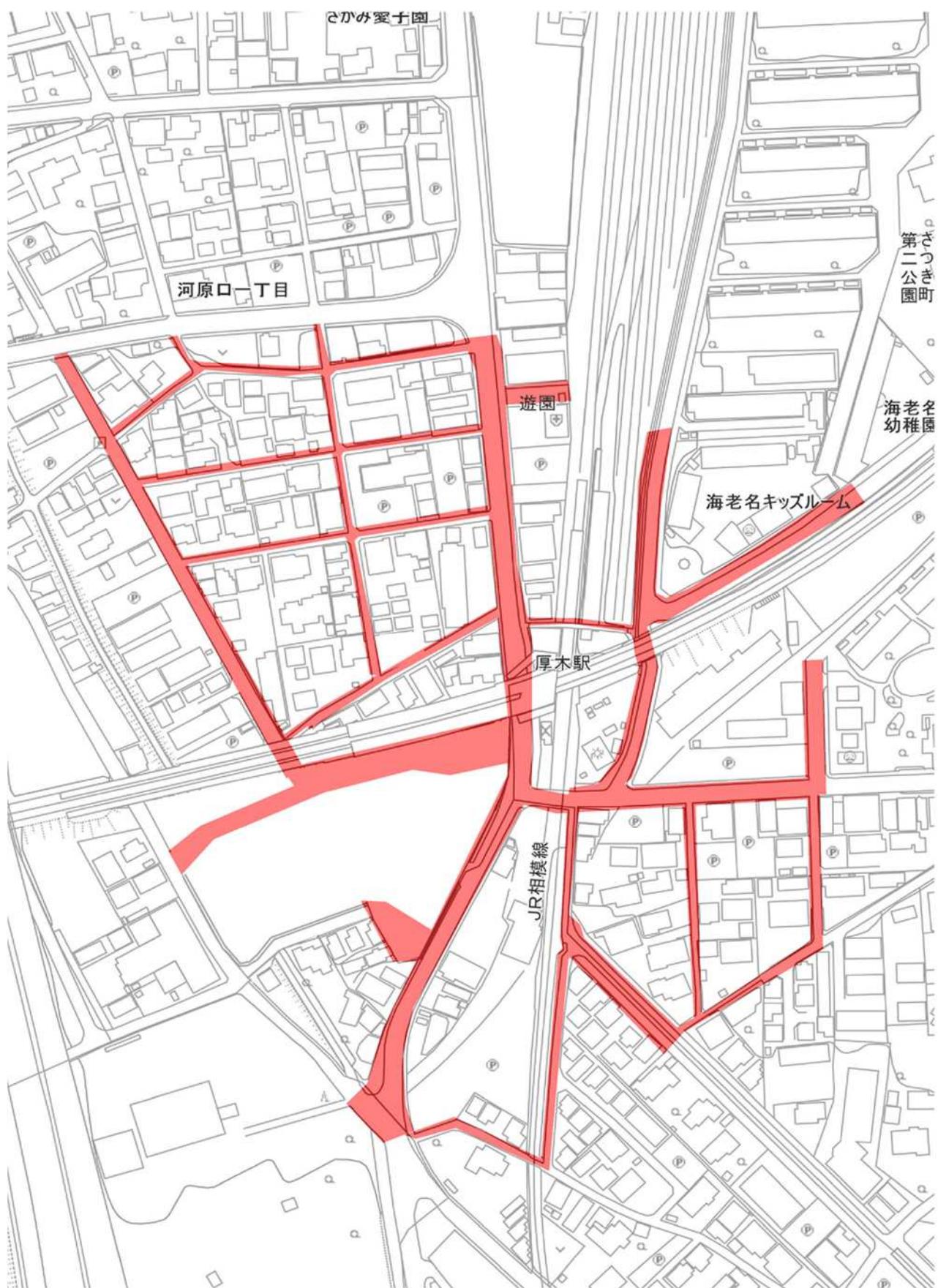
※通報等により回収に行ったが、何らかの事情で死体が発見できなかつたものをいう。



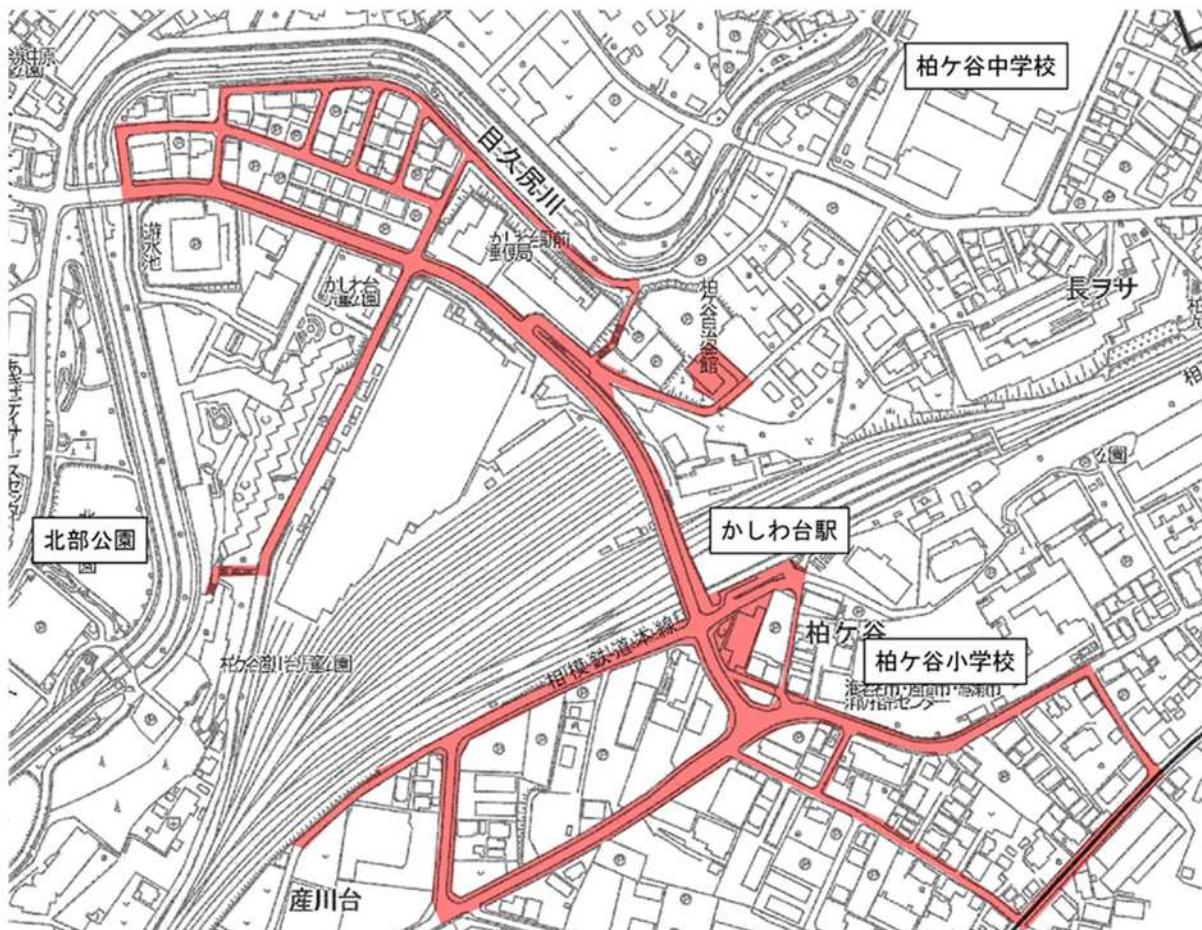
海老名駅 美化推進重点地区



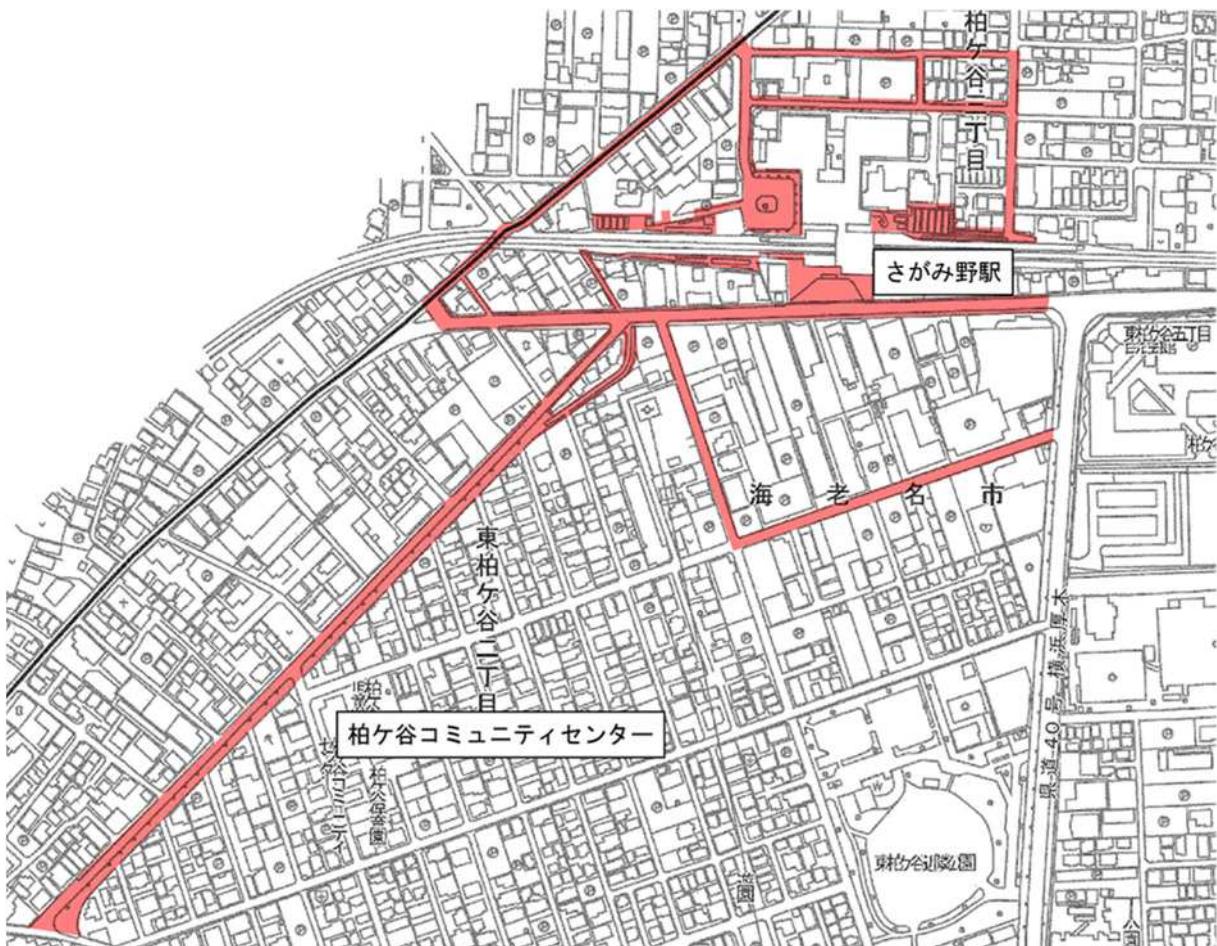
厚木駅 美化推進重点地区



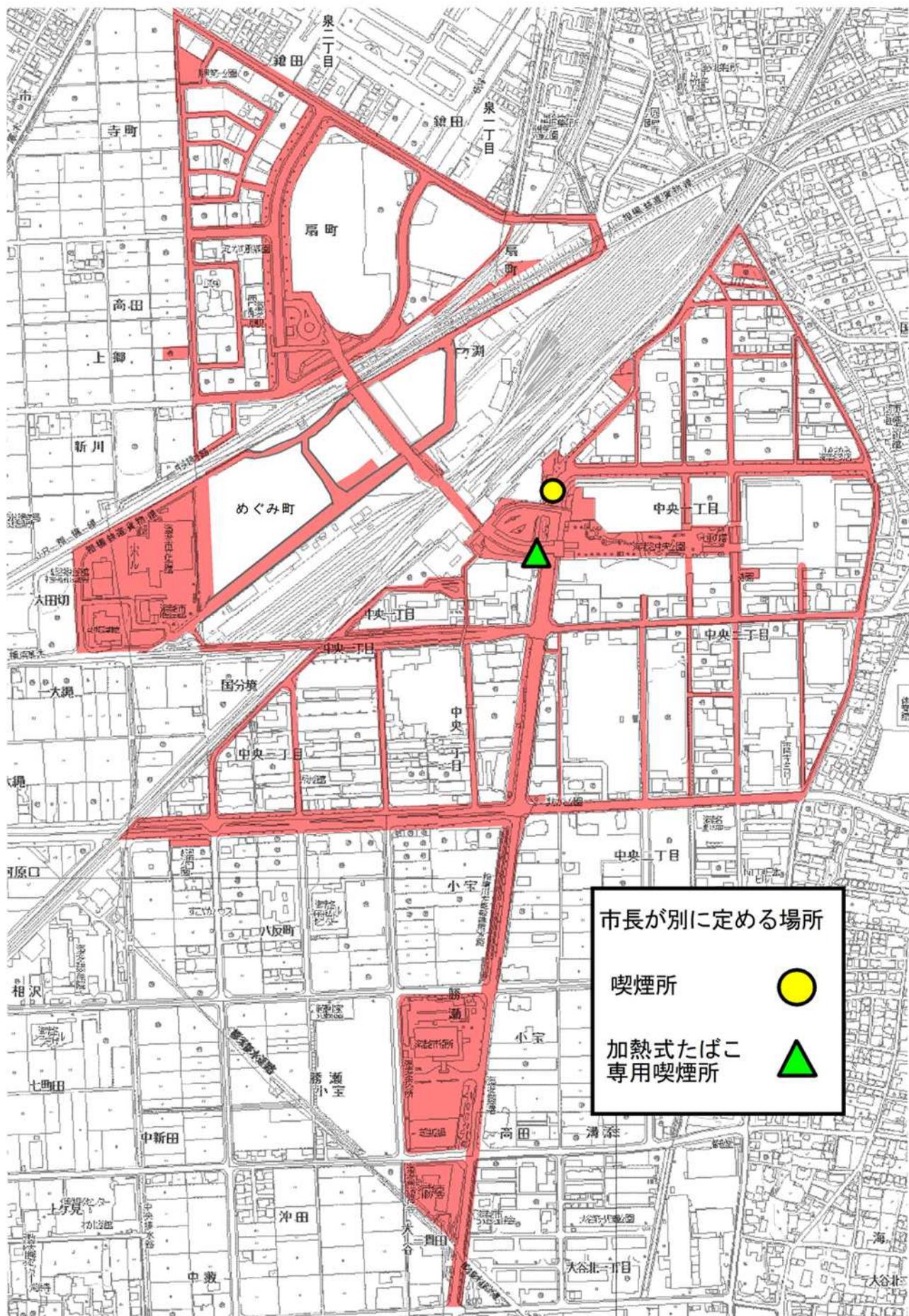
かしわ台駅 美化推進重点地区



さがみ野駅 美化推進重点地区



海老名駅 路上喫煙禁止地区



V 参考資料

1 条例・規則

(1) 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例

平成5年3月26日

条例第8号

平成9年3月19日条例第2号

平成10年3月30日条例第17号

平成11年12月10日条例第32号

平成12年12月25日条例第51号

平成15年3月31日条例第4号

平成15年9月5日条例第17号

平成15年11月20日条例第19号

平成22年6月22日条例第27号

平成22年12月27日条例第42号

平成23年2月8日条例第1号

平成26年12月2日条例第41号

平成29年10月3日条例第27号

平成30年12月3日条例第44号

平成31年2月27日条例第2号

令和3年12月13日条例第26号

令和5年9月1日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(平成22条例42・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 減量化 廃棄物の発生及び排出を抑制することをいう。

(2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料又は熱源として利用すること等をいう。

(3) 集積所 一般廃棄物処理計画に従って収集する一般廃棄物が排出される所定の場所をいう。

(平成22条例42・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、減量化及び資源化に関し市民の自主的な活動の促進を図り、廃棄物の発生及び排出の抑制並びにその適正処理の推進に必要な措置を講ずるとともに、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(平成22条例42・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めるとともに、廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないよう必要な措置を講じ、その回収等に努めなければならない。

- 3 事業者は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(平成15条例19・平成22条例42・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生及び排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分し、再生品等の使用及び活用を図り、廃棄物の分別排出の促進等により減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(平成22条例42・一部改正)

(相互協力等)

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力及び連携し合わなければならぬ。

(平成22条例42・一部改正)

(清潔の保持等)

第7条 何人も、地域の清潔の保持に努めなければならない。

- 2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(海老名市廃棄物対策推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に熱意と識見を有する者のうちから、海老名市廃棄物対策推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

- 2 推進員は、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

(平成22条例42・一部改正)

(一般廃棄物処理計画)

第9条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、必要な事項について告示するものとする。
(占有者等の協力義務)

第10条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、市の一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、収集日に集積所又は規則で定める戸建て住宅の占有者等が搬出する集積場所（以下「集積所等」という。）に搬出する等市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 占有者等は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般家庭から排出される一般廃棄物を搬出するときは、規則で定める収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。ただし、規則で定めるものについてはこの限りでない。

3 占有者等は、次に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従うものとし、集積所等へ搬出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 爆発等危険性のあるもの
- (4) 粗大ごみ（規則で定める大きさを有する物品をいう。以下同じ。）
- (5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

4 市長は、占有者等が前3項の内容に従わず、一般廃棄物を搬出していると認めたときは、当該占有者等に対し改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

5 市長は、前項の勧告に従わなかった占有者等に対して、当該一般廃棄物の収集を拒否することができる。

6 占有者等は、一般廃棄物又は第15条に規定する産業廃棄物を市又は高座清掃施設組合の施設へ搬入しようとする場合には、あらかじめ市の施設にあっては市長の、高座清掃施設組合の施設にあっては市長及び高座清掃施設組合長の承認を得なければならない。

（平成22条例42・平成29条例27・平成30条例44・一部改正）

（多量排出者の義務）

第11条 市長は、占有者等のうち事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物を排出する者（以下「多量排出者」という。）に対して、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理を図るように指示することができる。

2 多量排出者は、前項の規定による指示を受けたときは、一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を市長に提出し、協議しなければならない。

（平成22条例42・一部改正）

（多量排出者への改善勧告）

第12条 市長は、多量排出者が前条第2項に規定する減量化等計画書に基づいても、なお、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化が図られていないと認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（平成22条例42・平成30条例44・一部改正）

（廃棄物の自己処理の基準）

第13条 占有者等は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条、第4条の2又は第6条に定める基準に従い処理しなければならない。

（平成15条例4・一部改正）

（市が処理する事業系一般廃棄物）

第14条 市長は、事業者が事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することが困難である等やむを得ない事情があると認めるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、その処理をすることができる。この場合において、市長は、当該事業者に対し、その処理について必要な指示をすることができる。

（平成15条例4・追加、平成22条例42・旧第13条の2繰下）

（市が処分する産業廃棄物）

第15条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内で市長が定めて告示する。

（平成22条例27・一部改正、平成22条例42・旧第14条繰下）

（適正処理困難物の指定等）

第16条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（平成22条例42・旧第15条繰下）

（適正包装の推進）

第17条 市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し過剰包装等の抑制など必要な協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

（平成22条例42・旧第16条繰下）

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第18条 市（市長が指定する者を含む。）以外の者は、集積所に排出された次に掲げる物を収集し、又は運搬してはならない。

（1）紙

（2）布

（3）缶

（4）びん

（5）ペットボトル

（6）プラスチック

（7）金属製の物

（8）金属製の部品を使用している物

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

（平成22条例42・追加）

（報告の徴収等）

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理を確保するため必要があると認めるときは、占有者等に対し、当該一般廃棄物の処

理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

(平成22条例42・旧第17条繰下・一部改正)

(立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(平成22条例42・旧第18条繰下)

(改善命令)

第21条 市長は、廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、第13条の規定に従い処理しなかった者に対し必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(平成22条例42・旧第19条繰下)

(縦覧等の対象施設)

第22条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平成15条例4・追加、平成22条例42・旧第19条の2繰下、平成23条例1・一部改正)

(縦覧の場所及び期間)

第23条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を縦覧に供するときは、調査書の縦覧場所を告示するものとし、調査書の縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して1月間とする。

(平成15条例4・追加、平成22条例42・旧第19条の3繰下)

(意見書の提出先及び提出期限)

第24条 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(平成15条例4・追加、平成22条例42・旧第19条の4繰下)

(環境影響評価との関係)

第25条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(平成15条例4・追加、平成22条例42・旧第19条の5繰下)

(他の市町村の長との協議)

第26条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続の実施について協議するものとする。

(平成15条例4・追加、平成22条例42・旧第19条の6繰下)

(一般廃棄物の処理手数料)

第27条 一般廃棄物の処理手数料は、別表第1に掲げる額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、災害その他規則で定める事由があると認めるときは、手

数料を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成9条例2・平成11条例32・一部改正、平成22条例42・旧第20条繰下、
平成26条例41・平成30条例44・一部改正)

(産業廃棄物の処分費用)

第28条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2に掲げる額とする。

2 前項に定めるもののほか、処分費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成9条例2・一部改正、平成22条例42・旧第21条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)

第29条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処理業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処理業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物処理業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円
- (6) 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円

2 凈化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円

(平成15条例4・平成15条例19・一部改正、平成22条例42・旧第22条繰下、平成30条例44・一部改正)

(手数料等の還付)

第30条 既に納付した第27条から前条までの手数料等は、還付しない。ただし、第27条の処理手数料及び第28条の処分費用においては、規則で定める事由がある場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(平成30条例44・追加、令和3条例26・一部改正)

(技術管理者の資格)

第31条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）

- て同じ。) 若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
(平成29条例27・追加、平成31条例2・一部改正、平成30条例44・旧第30条繰下)

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(平成22条例42・旧第23条繰下、平成29条例27・旧第30条繰下、平成30条例44・旧第31条繰下)

(罰則)

第33条 第18条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平成22条例42・追加、平成29条例27・旧第31条繰下、平成30条例44・旧第32条繰下)

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金刑を科する。

(平成22条例42・追加、平成29条例27・旧第32条繰下、平成30条例44・旧第33条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(第11条に掲げる規定は、平成5年規則第14号で平成5年7月23日から施行)

(平成9条例2・一部改正)

(経過措置)

2 改正後の第20条及び第21条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う処理又は処分に係る処理手数料又は処分費用について適用し、施行日前に行った処理又は処分に係る処理手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

(消費税法の施行に伴う使用料の額の改定等に関する条例の一部改正)

3 消費税法の施行に伴う使用料の額の改定等に関する条例（平成元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成9年3月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第17号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月10日条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第51号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前に収集の申込みを受けた一般廃棄物の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定、別表第1上記以外の一般廃棄物（再商品化等ができる特定家庭用機器廃棄物を除く。）の部（1）の項中イの改正規定、同部（2）の項中イの改正規定及び別表第2の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第22条の規定は、平成15年4月1日以後の許可申請に係る手数料から適用し、同日前の許可申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月5日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成16年4月1日以降に依頼のあった場合の徴収事務から適用し、同日前に動物の死体処理の依頼があった場合の徴収事務については、なお従前の例による。

附 則（平成15年11月20日条例第19号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成22年6月22日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成22年7月1日以後に行う収集、運搬及び処分に係る処理手数料から適用し、同日前に行った収集、運搬及び処分に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月27日条例第42号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月2日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第27条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行う一般廃棄物の処理に係る処理手数料から適用し、同日前に行った一般廃棄物の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月3日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第29条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に粗大ごみ収集の申込み又は粗大ごみの搬入があったものから適用し、同日前に粗大ごみ収集の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の粗大ごみ収集の申込み及び粗大ごみの搬入に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

附 則（平成30年12月3日条例第44号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集する一般廃棄物に係る処理手数料について適用し、同日前に収集する一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の処理手数料の徴収及び指定収集袋の交付その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成31年2月27日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月13日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行ったし尿の処理に係る処理手数料に適用し、同日前に行ったし尿の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の処理手数料の徴収に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和5年9月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第27条関係）

（平成30条例44・全改、令和3条例26・令和5条例19・一部改正）

種別	取扱区分	処理手数料
し尿（定額制）	一般家庭及びこれに準ずるもので常時利用人員及び量（1人につきおおむね月36リットル以内）が一定のとき。	1世帯につき100円及び1人につき100円。ただし、1月に1回を超えて処理するときは、その超えた処理1回につき200円を加算する。
	工事、イベント等の現場において、臨時に便所を設置するとき。	便器1基1回の処理につき3,000円。ただし、便器1基に対し便槽1基の便所で、その便槽の容量が375リットルを超えるときは、375リットルまでごとに3,000円を加算する。
し尿（従量制）	定額制による処理手数料の算出が適当でないと市長が認めるとき。	50リットルにつき400円
汚水（家庭雑排水）		1,800リットルにつき1,000円
第10条第2項の一般廃棄物（再商品化等ができる特定家庭用機器廃棄物を除く。）	市が、指定収集袋により集積所等に搬出されたものを定期（市長が地区ごとに定めた期日をいう。以下同じ。）に収集、運搬及び処分をするとき。	指定収集袋1袋につき、容量1リットル当たり2円とし、80円を超えない範囲内で規則で定める指定収集袋の処理手数料の額
第10条第3項第4号の粗大ごみ	市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするとき。	1個につき700円を超えない範囲内で規則で定める粗大ごみの処理手数料の額
	排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分をするとき。	1個につき300円を超えない範囲内で規則で定める粗大ごみの処理手数料の額
事業系一般廃棄物	排出者が、市長が承認したものを市長の指定する処理施設に運搬するとき。	1キログラムにつき10円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 再商品化等 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第1項及び第2項に規定する行為をいう。

- (2) 特定家庭用機器廃棄物 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具が廃棄物になったものをいう。
- 2 処理手数料を算出する場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより計算する。
- (1) し尿の処理手数料を算出する基礎となる数量が、50リットル未満のとき又はその数量に50リットル未満の端数があるとき 当該数量を50リットルとして計算する。
 - (2) 事業系一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が、1キログラム未満のとき又はその数量に1キログラム未満の端数があるとき 当該数量を1キログラムとして計算する。

別表第2（第28条関係）

（平成15条例4・全改、平成22条例42・一部改正）

種別	取扱区分	費用
産業廃棄物	(1) 第15条の規定により市長が認めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設に自己搬入するとき。	1キログラムにつき 10円
	(2) 市が処分するとき。	1立方メートルにつき 2,500円

備考

産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量が、1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム若しくは1立方メートルとして計算する。

(2) 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則

平成5年3月26日

規則第9号

改正 平成5年7月23日規則第15号
平成6年3月11日規則第6号
平成9年3月24日規則第9号
平成15年2月26日規則第5号
平成15年8月15日規則第27号
平成15年11月18日規則第34号
平成18年3月28日規則第13号
平成23年3月23日規則第6号
平成24年3月28日規則第6号
平成28年3月31日規則第13号
平成29年10月3日規則第25号
令和元年5月7日規則第22号
令和3年6月30日規則第21号
令和3年12月13日規則第33号
令和4年3月17日規則第2号
令和6年11月29日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 粗大ごみ 一般家庭の日常生活において不用とされた耐久消費財等の固形廃棄物で、いずれか一辺の長さ又は直径が50センチメートル以上3メートル未満のものをいう。ただし、市長が別に定めるものを追加し、又は除くことができるものとする。
- (2) 許可業者 法第7条第1項若しくは第6項、法第7条の2第1項又は浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した者をいう。

(平成15規則34・平成29規則25・一部改正)

(清掃指導員)

第3条 占有者等に対し、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持に關して主として啓発指導の職務を行わせるため、市に清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

(平成23規則6・一部改正)

(事業の許可申請等)

第4条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業（以下これらを「事業」という。）の許可を受けようとする者は、それぞれ次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請書（収集・運搬）（第1号様式）
(2) 一般廃棄物処理業許可申請書（処分業）（第2号様式）

- (3) 凈化槽清掃業許可申請書（第3号様式）
- 2 一般廃棄物処理業の許可を受けた者で、法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物処理業許可事項変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 法第7条の2第3項及び浄化槽法第37条の規定による変更をした許可業者は、許可事項変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（平成15規則34・平成18規則13・一部改正）

（事業の許可基準）

第5条 前条第1項及び第2項の申請に対する許可の基準は、法及び浄化槽法並びにこれらによる命令の定めるところによるほか、申請者が自ら事業を実施する者であることとする。

（許可証の交付）

第6条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、それぞれ次に掲げる許可証を許可業者に対し交付する。

- (1) 一般廃棄物処理業許可証（収集・運搬）（第6号様式）
- (2) 一般廃棄物処理業許可証（処分業）（第7号様式）
- (3) 浄化槽清掃業許可証（第8号様式）

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（平成15規則34・平成18規則13・一部改正）

（許可証の再交付）

第7条 許可業者は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（平成18規則13・令和6規則32・一部改正）

（事業の廃止等の届出）

第8条 許可業者は、法第7条の2第3項の規定により事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に一般廃棄物処理業事業廃止（一部廃止）届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 許可業者は、浄化槽法第38条の規定により事業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に浄化槽清掃業廃止届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

3 許可業者は、事業の全部又は一部を休止したときは、休止した日から10日以内に一般廃棄物処理業事業休止（一部休止）届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（平成18規則13・一部改正）

（許可の取消し等）

第9条 市長は、法第7条の3又は浄化槽法第41条第2項の規定により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、事業停止命令書（第13号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第7条の4第1項若しくは第2項又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消すときは、許可取消書（第14号様式）により行うものとする。

（平成18規則13・全改）

（許可証の返還）

第10条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。

- (2) 許可を取り消されたとき。
 - (3) 事業を廃止したとき。
- 2 許可業者は、前条の規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合又は第8条第3項の規定により事業の全部を休止した場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。
(実績報告)

第11条 許可業者は、毎月10日までに、前月の事業実績をそれぞれ次に掲げる報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理事業(収集・運搬)実績報告書(第15号様式)
- (2) 一般廃棄物処理事業(処分業)実績報告書(第16号様式)
- (3) 凈化槽清掃事業実績報告書(第17号様式)

(平成18規則13・一部改正)

(集積所等)

第11条の2 条例第10条第1項に規定する規則で定める戸建て住宅の占有者等が搬出する集積場所は、各住戸の敷地と道路(私道を含む。)の境界付近の当該敷地内とする。

- 2 前項の集積場所に搬出する一般廃棄物は、次条第1項の収集袋を使用するもの(燃やせないごみを除く。)に限る。
- 3 条例第10条第1項の規定による協力は、占有者等が集積所等を適切かつ清潔に管理することその他市が行う収集、運搬及び処分に困難が生じないようにすることをいう。

(令和元規則22・追加、令和4規則2・一部改正)

(指定収集袋)

第11条の3 条例第10条第2項の規則で定める収集袋(以下「指定収集袋」という。)の種類及び容量は、別表に定めるものとする。

- 2 条例別表第1に規定する規則で定める指定収集袋の処理手数料の額は、別表に定めるものとする。
- 3 条例第10条第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 資源化を目的として分別収集するもの
 - (2) ボランティア清掃ごみ(ボランティア活動として行う道路、公園その他の公共施設の清掃活動により生じた一般廃棄物をいう。)
 - (3) 落ち葉、雑草
 - (4) 紙おむつ(飼養し、又は保管する動物のものを除く。)
 - (5) 粗大ごみ
 - (6) 市が別に定める袋を使用して、燃やせるごみ又は燃やせないごみを排出する場合
- 4 前項第1号から第4号までの一般廃棄物を排出する方法については、市長が別に定める。

(令和元規則22・追加)

(廃棄物搬入の承認申請)

第12条 条例第10条第6項の規定による承認を得ようとする者(以下「承認申請者」という。)は、搬入承認申請書(一般廃棄物・産業廃棄物)(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請を承認したときは、搬入承認書(一般廃棄物・産業廃棄物)(第19号様式)を承認申請者に交付する。

(平成18規則13・令和元規則22・一部改正)

(多量排出者等)

第13条 条例第11条第1項に規定する多量排出者は、次の各号のいずれかに該当する者とす

る。

- (1) 前年度において毎月 1 トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出した者
- (2) 前年度において 12 トン以上の事業系一般廃棄物を排出した者
- (3) 前2号に掲げるものほか、市長が特に必要と認める者

2 条例第11条第1項の規定による指示を受けた者は、一般廃棄物減量化等計画書（第20号様式）を指示を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。

（平成5規則15・追加、平成15規則5・平成18規則13・一部改正、平成23規則6・旧第12条の2繰下）

（資源物の収集又は運搬の禁止命令）

第14条 条例第18条第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第21号様式）により行う。

（平成23規則6・追加）

（身分証明書の携帯）

第15条 条例第20条の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す身分証明書（第22号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平成23規則6・追加）

（処理手数料の算出基礎）

第16条 し尿の処理手数料を算出する基礎となる世帯人員は、毎月1日現在における人員による。ただし、月の途中から使用を開始した世帯については、その開始した日の人員とし、月の途中で廃止した世帯については、その月の1日現在の人員によるものとする。

（平成23規則6・旧第13条繰下）

（粗大ごみの処理手数料）

第17条 条例別表第1に規定する規則で定める粗大ごみの処理手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区別別に、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる額とする。

区分	いずれか一辺の長さ若しくは直径が50センチメートル以上1メートル未満のもの又は市長が別に定めるもの	いずれか一辺の長さ若しくは直径が1メートル以上3メートル未満のもの又は市長が別に定めるもの
市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするとき。	500円	700円
排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分をするとき。	200円	300円

（平成29規則25・追加、令和元規則22・一部改正）

（手数料等の徴収方法）

第18条 条例第27条の一般廃棄物の処理手数料、条例第28条の産業廃棄物の処分費用及び条例第29条各号に掲げる手数料（以下これらを「手数料等」という。）は、次の各号の定めるところにより徴収する。

- (1) 条例別表第1の事業系一般廃棄物の処理手数料、条例第28条の産業廃棄物の処分費用及び条例第29条各号に掲げる手数料の徴収は、市長が別に定める納入通知書により行う。
- (2) 条例別表第1のし尿（定額制）、し尿（従量制）及び汚水（家庭雑排水）の処理手数料（以下「し尿等処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により当該手数料の収納に

関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定めるし尿等収集シールを交付することにより行う。

- (3) 条例別表第1の市が、指定収集袋により集積所等に搬出されたものを定期（市長が地区ごとに定めた期日をいう。）に収集、運搬及び処分をするときの処理手数料（以下「指定収集袋の処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法第243条の2第1項の規定により当該手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、指定収集袋を交付することにより行う。
- (4) 条例別表第1の粗大ごみの処理手数料の徴収は、次に掲げるとおりとする。
- ア 市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき 市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法第243条の2第1項の規定により当該手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定める粗大ごみ収集シールを交付することにより行う。
- イ 排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分するとき 排出者が市長の指定する場所に運搬したときに行う。
- 2 手数料等の納付期限は、前項第1号については納入通知書に指定するところにより、同項第2号、第3号及び第4号アについては交付時、同項第4号イについては運搬時とする。
- 3 第1項第2号のし尿等収集シール又は同項第4号アの粗大ごみ収集シールの交付を受けた者は、市が収集するまでに次の各号の定めるところにより当該シールを表示しなければならない。
- (1) し尿等収集シール くみ取り作業場所から見える位置に貼付する。
- (2) 粗大ごみ収集シール 市が収集する粗大ごみに貼付する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、手数料及び費用の徴収について、市長が特に他の方法によることが適當と認めるときは、その方法によることができる。

（平成15規則27・一部改正、平成23規則6・旧第14条繰下・一部改正、平成24規則6・一部改正、平成29規則25・旧第17条繰下、令和元規則22・令和3規則33・令和6規則17・令和6規則32・一部改正）

（手数料の免除の申請等）

第19条 条例第27条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までの規定による免除は重複して行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活保護を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料及び粗大ごみの処理手数料を納付するとき。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。
- (4) 海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年条例第34号）に規定する医療費助成を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

- (7) 神奈川県療育手帳制度実施要綱（昭和49年2月1日適用）に規定する療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1又はA2と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。
- (8) 災害等により損害を受けた者が、その災害により発生した条例別表第1に定める一般廃棄物の処理手数料を納付するとき。
- (9) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 条例第27条第2項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料免除申請書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号（指定収集袋の処理手数料に限る。）及び第2号から第8号までの規定の適用を受ける場合には、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、一般廃棄物処理手数料免除決定通知書（第24号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 第1項第1号から第7号までの規定による指定収集袋の処理手数料の免除は、免除事由に該当する者が属する世帯に対し、別表第2に定める世帯人数の区分に応じ、それぞれ同表に定める燃やせるごみ及び燃やせないごみの容量に相当する量の指定収集袋の交付をもって行うものとする。
- 5 前項の規定において、年度の途中に第1項第1号から第7号までのいずれかに該当した場合については、該当した日の属する月から当該月の属する年度末までの月数を12で除して得た値に前項に規定する指定収集袋の枚数を乗じて得た数（端数があるときは、端数を切り上げた数）に相当する量の指定収集袋を交付することとする。

（平成9規則9・平成18規則13・一部改正、平成23規則6・旧第15条繰下・一部改正、平成29規則25・旧第18条繰下、令和元規則22・令和6規則32・一部改正）

（手数料等の還付）

第20条 条例第30条ただし書の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指定収集袋を所有している占有者等が、市外に転出し、指定収集袋を返納するとき。
- (2) し尿等収集シールを所有している占有者等が、市外に転出し、又は市内のし尿等のくみ取り作業が発生しない場所へ転居したことにより、し尿等収集シールを返納するとき。
- (3) 市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするときにおいて、占有者等が市外に転出し、又は粗大ごみの排出を中止したことにより、粗大ごみシール収集シールを返納するとき。
- (4) 処理手数料に過誤納が生じたとき。
- (5) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

（令和元規則22・追加、令和3規則33・一部改正）

（し尿・汚水の処理の申込み）

第21条 占有者等は、し尿又は汚水の処理を新たに受けようとする場合は、事前にし尿・汚水処理申込書（第25号様式）により市長に申し込むものとする。

- 2 前項の規定により申込みをした事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（平成18規則13・一部改正、平成23規則6・旧第16条繰下・一部改正、平成29規則25・旧第19条繰下、令和元規則22・旧第20条繰下・一部改正）

（集積所の設置等）

第22条 占有者等は、地域の状況に鑑み清潔の保持に困難が生じない範囲として、4戸以上の

敷地を含む一団の区域において、集積所を設置するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 集積所における占有者等を代表する者（以下「代表者」という。）は、集積所を設置し、又は変更しようとする場合は、当該集積所を利用する者（以下「利用者」という。）を集積所設置（変更）申込書（第26号様式）に記載し、市長に申し込むものとする。

（令和6規則32・全改）

（集積所の管理）

第22条の2 前条の代表者は、設置又は変更した集積所の清潔を保持し、並びに市が行う収集、運搬及び処分に困難が生じないよう適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、集積所が適正に管理されていないと認めるときは、当該集積所の代表者に対して、注意、指導又は警告を書面により行うものとする。ただし、注意にあっては口頭により行うことができる。
- 3 市長は、前項の注意によっても集積所が適正に管理されていないと認めるときは、当該注意を受けた代表者に指導を行うものとする。
- 4 市長は、前項の指導によつても集積所が適正に管理されていないと認めるときは、当該指導を受けた代表者に警告を行うものとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、市長は、集積所の代表者を確知することができない場合は、当該集積所の利用者に対して、注意、指導又は警告を行うものとする。この場合において、注意、指導又は警告の方法は、集積所に看板を掲示する等の方法により行うものとする。

（令和4規則2・追加）

（一般廃棄物の運搬の指示）

第23条 市長は、常時1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

（平成23規則6・旧第18条繰下、平成29規則25・旧第21条繰下、令和元規則22・旧第22条繰下）

（補則）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平成23規則6・旧第20条繰下・一部改正、平成29規則25・旧第22条繰下、令和元規則22・旧第23条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の海老名市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成5年7月23日規則第15号）

この規則は、平成5年7月23日から施行する。

附 則（平成6年3月11日規則第6号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前に改正前の規則の規定により提出された申請書等は、この規則による改正後の規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成9年3月24日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年2月26日規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月15日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第14条第3項及び第4項の規定は、平成15年10月1日以降に海老名市に粗大ごみの収集運搬を依頼した場合の手数料の納付等から適用し、同日前に粗大ごみの収集運搬を依頼した場合の手数料の納付等については、なお従前の例による。

附 則（平成15年11月18日規則第34号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の規則になされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成23年3月23日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の相当規定によつてした処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月28日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第17条第2項の規定は、平成24年4月1日以後に行う収集、運搬及び処分に係る処理手数料から適用し、同日前に行った収集、運搬及び処分に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月3日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の規定

は、この規則の施行の日以後に粗大ごみ収集の申込み又は粗大ごみの搬入があったものから適用し、同日前に粗大ごみ収集の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則による改正後の粗大ごみ収集の申込み及び粗大ごみの搬入に係る準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附 則（令和元年5月7日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に市が収集した一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第24号様式及び第25号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(準備行為)

- 4 この規則による改正後の指定収集袋処理手数料の徴収、指定収集袋の交付その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附 則（令和3年6月30日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に行われているこの規則による改正前のそれぞれの規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

- 3 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

- 4 この規則の施行前に、旧規則の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月13日規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第18条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に行ったし尿等の処理に係る処理手数料の徴収について適用し、同日前に行ったし尿等の処理に係る処理手数料の徴収については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則による改正後の処理手数料の徴収、し尿等収集シールの交付その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和4年3月17日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第26号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年4月25日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年11月19日規則第32号）

この規則中、第18条第1項第3号の改正規定は令和7年2月1日から、第19条第4項の改正規定、第22条の改正規定及び別表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定は同年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

別表第1（第11条の3関係）

（令和元規則22・追加、令和6規則32・旧別表・一部改正）

指定収集袋の処理手数料の額

指定収集袋の種類	容量	処理手数料の額
5リットル袋	容量5リットル相当	1袋当たり10円
10リットル袋	容量10リットル相当	1袋当たり20円
20リットル袋	容量20リットル相当	1袋当たり40円
40リットル袋	容量40リットル相当	1袋当たり80円

別表第2（第19条関係）

（令和6規則32・追加）

処理手数料の免除額に相当する指定収集袋の容量

世帯人数	容量（燃やせるごみ）	容量（燃やせないごみ）
1人	容量600リットル相当	容量25リットル相当
2人又は3人	容量1,200リットル相当	容量50リットル相当
4人以上	容量2,400リットル相当	容量100リットル相当

(3) 海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例

平成11年4月8日
条例第19号

改正 平成30年12月18日条例第48号（題名改称）

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 禁止行為（第9条・第9条の2）
- 第3章 美化推進重点地区（第10条—第12条）
- 第3章の2 路上喫煙禁止地区（第12条の2・第12条の3）
- 第3章の3 美化推進員（第13条）
- 第4章 自動販売機の設置届出等（第14条—第21条）
- 第5章 雜則（第22条—第27条）
- 第6章 罰則（第28条—第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、まちの美化について、海老名市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止、路上喫煙の防止並びに資源化が可能な物の回収その他必要な事項を定めることにより、清潔なまちをつくり、かつ、資源の有効活用を促進することを目的とする。

（平成30条例48・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き缶等 飲料、食料を収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- （2） 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物をいう。
- （3） 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （4） 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- （5） 喫煙 たばこを吸うこと又はたばこに火を付けて所持することをいう。

（平成30条例48・一部改正）

（海老名市の責務）

第3条 海老名市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化の促進に関する総合的な施策を実施しなければならない。

2 海老名市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化について、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図り、その自主的な活動の支援に努めなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに資源化に関する実践活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、海老名市が実施する施策に協力しなければなら

ない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに清掃活動の充実等に努めなければならない。

- 2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 自動販売機により飲料を販売する者は、空き缶等の回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、海老名市が実施する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めるとともに、屋外で喫煙する場合は、携帯用吸い殻入れを携行するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 市民等は、その飼養し、又は保管する犬などの愛がん動物を屋外で運動させる場合は、そのふんを処理するための用具を携行し、適切なふんの処理をしなければならない。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等が捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、海老名市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 禁止行為（平成30条例48・一部改正）

(投棄の禁止)

第9条 何人も、道路、広場、公園、河川その他の公共の場又は他人が所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨て、及び自己が飼養し、又は保管する犬などの愛がん動物のふん等で汚してはならない。

（平成30条例48・一部改正）

(喫煙の禁止)

第9条の2 何人も、第12条の2第1項の規定により指定された路上喫煙禁止地区において、喫煙をしてはならない。ただし、当該区域内における自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）をいう。）の車内及び市長が別に定める場所においては、この限りではない。

（平成30条例48・追加）

第3章 美化推進重点地区（平成30条例48・一部改正）

(美化推進重点地区的指定)

第10条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、まちの美化を推進することが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

- 2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(美化推進重点地区的変更等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、美化推進重点地区を変更し、又はその指定を解

除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、美化推進重点地区を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

(施策の重点実施)

第12条 市長は、美化推進重点地区において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するものとする。

第3章の2 路上喫煙禁止地区

(路上喫煙禁止地区の指定)

第12条の2 市長は、公共の場における路上喫煙を防止するため、特に必要と認められる地区を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

- 2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(平成30条例48・追加)

(路上喫煙禁止地区の変更等)

第12条の3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、路上喫煙禁止地区を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

(平成30条例48・追加)

第3章 美化推進員(平成30条例48・章名追加)

(美化推進員)

第13条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、美化推進員を任命することができる。

(1) 美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に係る啓発、指導等に関するここと。

(2) 路上喫煙禁止地区内の喫煙の禁止に係る啓発、勧告、命令等に関するここと。

- 2 美化推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(平成30条例48・一部改正)

第4章 自動販売機の設置届出等

(自動販売機の設置届出)

第14条 市内において、自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理方法

(4) 回収された空き缶等の資源化等の方法

(5) 第20条第1項に規定する散乱防止責任者の氏名

(6) その他規則で定める事項

- 2 この条例の施行の日において、市内で自動販売機により現に飲料を販売している者は、当該自動販売機ごとに、同日から60日以内に、前項に規定する事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第15条 前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る事項

(前条第1項第1号及び第5号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第16条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。

- 2 届出者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第17条 市長は、第14条、第15条第2項(廃止の場合を除く。)又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対して届出済証を再交付するものとする。この場合において、再交付された届出済証の取扱いについては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第18条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールのはり付け)

第19条 自動販売機によりたばこを販売する者は、吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識を啓発するため、当該自動販売機ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にはり付けておかなければならない。

(散乱防止責任者の選任)

第20条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに散乱防止責任者を選任しなければならない。

- 2 散乱防止責任者は、当該自動販売機に設置されている回収容器を適正に管理し、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第17条第1項若しくは第4項の規定による届出済証又は前条の規定による啓発シールに、第1項の規定により選任した散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

(空き缶等の資源化計画書の提出)

第21条 規則で定める台数以上の自動販売機により飲料を販売する者は、第18条第1項の規定により設置した回収容器に回収される空き缶等について、回収及び資源化の実績及び計画

を、規則で定める計画書により、毎年1回、市長に提出しなければならない。

第5章 雜則

(勧告)

第22条 市長は、第9条の2、第17条第2項（同条第4項後段により準用する場合を含む。）、第18条第1項、第19条、第20条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

（平成30条例48・一部改正）

(命令)

第23条 市長は、第9条の2又は第18条第1項の規定に違反して前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命令することができる。

（平成30条例48・一部改正）

(公表)

第24条 市長は、第22条の規定による勧告を受けた者（第9条の2又は第18条第1項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。）が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（平成30条例48・一部改正）

(報告の徴収等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者の事業所、営業所その他の事業場に立ち入らせ、自動販売機等の事業用施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第6章 罰則

第28条 第23条の規定による命令に違反した者（第9条の2の規定に違反した者を除く。）は、100,000円以下の罰金に処する。

（平成30条例48・一部改正）

第29条 第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項若しくは第2項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第16条第3項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000円以下の罰金に処する。

第30条 第9条の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第28条又は第29条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第32条 第23条の規定による命令に違反した者（第9条の2の規定に違反した者に限る。）は、20,000円以下の過料に処する。

(平成30条例48・追加)

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成30年12月18日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年5月31日から施行する。ただし、第12条の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例第12条の2の規定による路上喫煙禁止地区の指定に係る準備行為及び第13条第1項の規定による美化推進員の任命に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（海老名市環境保全条例の一部改正）

3 海老名市環境保全条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(4) 海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例施行規則

平成11年6月22日

規則第16号

改正 平成30年12月27日規則第44号

令和3年6月30日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例（平成11年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（平成30規則44・一部改正）

(美化推進員証)

第2条 条例第13条第2項に規定する美化推進員の身分を示す証明書は、美化推進員証（第1号様式）とする。

(届出を要しない自動販売機)

第3条 条例第14条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次のとおりとする。

(1) 自由に立ち入ることができない工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、その関係者以外利用しないもの

(2) 建物の内部（公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。）に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの

(3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機（自動販売機の設置届出書等）

第4条 条例第14条第1項又は第2項による届出は、自動販売機設置届出書（第2号様式）により行わなければならない。

2 条例第15条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機届出事項変更・使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

3 条例第16条第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。

(設置届出書記載事項)

第5条 条例第14条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日

(2) 自動販売機の型式及び製造番号

(3) 回収容器の材質及び容積

(軽微な変更)

第6条 条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの

(2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更

(3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの

(4) その他市長が認める軽微な変更

(届出済証)

第7条 条例第17条第1項又は第4項の規定により届出済証（第5号様式）の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第20条第3項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載

するほか、条例第14条第1項若しくは第2項、第15条第2項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第16条第3項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載しなければならない。

（届出済証の亡失等の届出）

第8条 条例第17条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書（第6号様式）により行わなければならない。

（回収容器の設置及び管理）

第9条 条例第18条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理については、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。
- (3) 自動販売機から5メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に回収容器を設置すること。

（空き缶等の資源化計画書）

第10条 条例第21条に規定する規則で定める台数は、第3条各号に掲げる場所に設置されるものを除き、30台とする。

2 条例第21条に規定する計画書は、空き缶等の資源化計画書（第7号様式）とする。

3 前項の空き缶等の資源化計画書は、毎年5月31日までに提出しなければならない。

（勧告）

第11条 条例第22条の規定による勧告は、勧告書（第8号様式）により行うものとする。ただし、条例第9条の2の規定に違反した場合の勧告については、口頭により行うことができる。

（平成30規則44・一部改正）

（命令）

第12条 条例第23条の規定による命令は、命令書（第9号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第23条の規定により命令をしようとするときは、当該命令を受ける者に対しあらかじめ命令に関する告知・弁明書（第10号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

（平成30規則44・一部改正）

（立入調査員証）

第13条 条例第26条第2項に規定する立入調査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（第11号様式）とする。

（平成30規則44・一部改正）

（過料）

第14条 市長は、条例第32条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対しあらかじめ過料に関する告知・弁明書（第12号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 市長は、条例第32条の規定により過料の処分をすることは、当該処分を受ける者に対し過料処分通知書（第13号様式）を交付し、過料を徴収する。

（平成30規則44・追加）

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（平成30規則44・旧第14条繰下）

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年5月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の海老名市まちの美化に関する条例第17条第2項の規定により自動販売機にはり付けている改正前の海老名市まちの美化に関する条例施行規則第7条の届出済証は、改正後の海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例施行規則第7条の届出済証とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の海老名市まちの美化に関する条例施行規則第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年6月30日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に行われているこの規則による改正前のそれぞれの規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

3 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

4 この規則の施行前に、旧規則の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

2 要綱

(1) 海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、きれいなまちづくり事業を行う市内の登録団体に対して、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 この要綱において、「きれいなまちづくり事業」とは、次の各号のいずれにも該当する活動を5人以上で行うことをいう。ただし、他の公的助成を受けて行うものを除く。

(1) 市内の道路、広場等不特定多数の人が往来する公共の場所に散乱するごみの清掃等の美化活動

(2) ごみの不法投棄防止のためのパトロール及び監視活動

(3) ごみの減量化、資源化のための分別及び啓発活動

(対象団体)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる団体（以下「対象団体」という。）は、きれいなまちづくり事業を1月に1回以上行う自治会、老人会、子ども会、PTA又はNPO法人で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 構成員が10人以上であること。

(2) 市内を拠点として活動する団体であること。

(3) 代表者及び会計責任者が市内に住所を有すること。

(登録の手続)

第4条 登録をしようとする団体は、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 団体名簿

(2) 年間予定表

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録適合・不適合決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

3 前項の規定により適合すると認められた団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

(登録の取消し等)

第6条 登録団体は、登録を廃止するときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録廃止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録団体が、第3条に定める登録要件に適合しないと判明したときは、登録を取り消すことができる。

3 市長は、前項の取消しをしたときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(奨励金の額)

第7条 奨励金の額は、きれいなまちづくり事業を実施した1月につき2,000円とする。

(交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 活動予定場所の分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、登録団体となった日から20日以内又はきれいなまちづくり事業を実施する前日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その旨を海老名市きれいなまちづくり事業奨励金（交付・不交付）決定通知書（第7号様式）により登録団体に通知する。

(変更又は中止)

第10条 前条に規定する決定を受けた団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止申請書（第8号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは承認し、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止承認通知書（第9号様式）により奨励金交付団体に通知する。

(実績報告)

第11条 奨励金交付団体は、事業が完了したときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 活動場所の分かる書類

(2) 活動した構成員が5人以上写っている写真及び回収したごみの写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、当該年度の3月20日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、適當と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業奨励金確定通知書（第11号様式）により、奨励金交付団体に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付請求書（第12号様式）により、速やかに奨励金の請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、奨励金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、奨励金交付団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付決定の内容又は条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行い奨励金の返還を命ずるときは、海老名市
きれいなまちづくり事業奨励金返還通知書（第13号様式）により奨励金交付団体に通知する
ものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

《平成18年4月1日 制定》

《平成23年4月1日 一部改正》

《平成27年4月1日 一部改正》

《令和3年4月1日 一部改正》

《令和3年5月25日 一部改正》

(2) 海老名市生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、生ごみの堆肥化又は減容化を図る生ごみ処理機を設置した市民に対し予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）のほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、一般家庭等から排出される生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物の活動を利用して分解し、その容量を減少させ、堆肥化又は減容化する処理機で、次条に掲げる処理機の基準を満たすものをいう。ただし、焼却炉を使用するものや圧縮又は脱水等の方法により発生した処理水を家庭配水管（下水管）等に直接排水するものなど環境に負荷を与えるものは除く。

(処理機の基準)

第3条 前条の処理機の基準は、次のとおりとする。

- (1) 電動式処理機 家庭用電源で稼動可能なもの
- (2) 非電動式処理機
 - ア 土中又は土中以外の微生物を利用する容器であるもの
 - イ 臭気等の発散、雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの

(補助の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している者
- (2) 前条に規定する処理機を補助対象者の居住場所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できる者
- (3) 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税を滞納していない者

2 前条に規定する処理機の補助対象数は、1世帯につき電動式処理機にあっては1台、非電動式処理機にあっては2台までとする。ただし、処理機について、当該補助を用いて購入後5年が経過した場合又は市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる金額とする。ただし、補助金の算定に当たっては、購入金額には使用時に最低限必要な本体と一括購入した基本材、微生物の購入代金及び消費税を含み、運搬、設置、保証料等の費用は含まれないものとする。

- (1) 電動式処理機 購入金額の4分の3とし、50,000円を限度とする。
- (2) 非電動式処理機 1台につき購入金額の4分の3とし、1台につき25,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付申請書（第1号様式）に購入した処理機の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付を行うことを決定したときは、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付を行わないことを決定したときは、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付申請却下決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付請求書（第4号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付）

第9条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（設置者の義務）

第10条 補助事業者は、その処理機を適正に維持管理し、生ごみを堆肥化又は減容化し、自己処理しなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の請求その他不正な行為により補助金の交付を受けようとして、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に行った申請について適用し、同日前に行った申請については、なお従前の例による。

《平成5年6月1日・制定》

《平成7年5月1日・一部改正》

《平成9年6月1日・一部改正》

《平成11年7月1日・一部改正》

《平成12年4月1日・一部改正》

《平成13年4月1日・一部改正》

《平成15年4月1日・一部改正》

《平成23年4月1日・一部改正》

《平成26年7月1日・一部改正》

《平成28年10月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和4年7月1日・一部改正》

《令和4年8月1日・一部改正》

(3) 海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、通行に支障が生じるおそれがあるごみ集積所の維持管理を行いやすくするため、ごみ集積所に箱型ごみ集積設備を設置した者に対し予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業は、箱型ごみ集積設備を購入する事業とする。

(箱型ごみ集積設備の基準)

第3条 前条の箱型ごみ集積設備の基準は、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 一般家庭から排出されたごみを、収集前に一時貯留するもの
- (2) ごみの飛散及び鳥獣等によるごみの散乱を防ぐ構造であるもの
- (3) 開口部付きの周囲及び天井が囲われているもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要しないもの
- (4) 収集が終了するたびに、折りたたみ、かつ、容易に設備の移動ができるもの

(補助の要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、第2条の補助対象事業を行う団体で、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会
- (2) 前号の団体以外の団体で、次に掲げる要件を全て満たす団体
 - ア 市内において、ごみ集積所を維持管理し、又は維持管理する予定であること。
 - イ 団体の構成員が、維持管理し、又は維持管理する予定であるごみ集積所を利用していること。
 - ウ 団体の構成員が4名以上であること。この場合において、団体の構成員は1世帯につき1名のみとする。

2 箱型ごみ集積設備の補助は、現在利用している集積所が通行に支障が生じるおそれのあるごみ集積所であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに限り、申請を行うことができる。

- (1) 現在利用しているごみ集積所に設置してある設備から、前条の基準に適合する設備へ変更するとき
- (2) 現在利用している集積所から分割し、新たに集積所を設置するとき
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき

(補助事業者の責務)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助を利用して購入した箱型ごみ集積設備を適正に維持管理し、ごみ集積所周辺住民に迷惑とならないようごみの飛散及び鳥獣等による散乱の防止に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助を利用して購入した箱型ごみ集積設備を、現在ごみ集積所利用している全員が適切に利用できるよう必要な措置をとるよう努めなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、購入金額の2分の1とし、20,000円を限度とする。ただし、補助金の算定に当たっては、購入金額には使用時に最低限必要な本体と一括購入した基本部品及び消

費税を含み、運搬、設置、保証料等の費用は含まないものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請団体」という。）は、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる資料を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ごみ集積所利用者名簿兼同意書（第2号様式）
- (2) ごみ集積所の地図
- (3) 箱型ごみ集積設備の規格等がわかる書類
- (4) 事業計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 箱型ごみ集積設備の補助は、1つの集積所につき1設備までとする。ただし、当該補助を利用した箱型ごみ集積設備の購入後5年を過ぎて買い換えをする場合又は市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、その旨を海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金（交付・不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）は、補助内容を変更又は中止しようとするときは、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金（変更・中止）承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適當と認めたときは承認し、速やかに海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金（変更・中止）承認通知書（第5号様式）により補助事業団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業団体は、補助事業が完了したときは、速やかに海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支清算書
- (2) 領収書の写し
- (3) ごみ集積設備設置写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業団体に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金交付請求書（第8号様式）により、速やかに補助金の請求をしなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (4) 本要綱の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行い補助金の返還を命ずるべきは、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金返還通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(4) 海老名市事業系ごみ減量化に係る支援等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者による事業系ごみ減量化の促進を図るための支援策等について必要な事項を定める。

(支援対象事業)

第2条 市内事業者による事業系ごみ減量化のための支援は、次のとおりとする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機貸出事業
 - (2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業
 - (3) 優良取組事例認定事業
- (家庭用生ごみ処理機貸出事業)

第3条 前条第1号に規定する家庭用生ごみ処理機貸出事業において、家庭用生ごみ処理機（電力により機械的に容器内部の生ごみをかくはんさせ、生ごみを減量化する処理機をいう。同条において同じ。）の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所（事業活動が行われる一定の場所）を有する者（営利を目的として生ごみの減量化に係る事業を営む者を除く。）

- (2) 家庭用生ごみ処理機の設置場所を確保し、貸与期間中、適正に利用できる者
- (3) 市の指定した場所において、家庭用生ごみ処理機の引渡し等が行うことができる者
- (4) 市長が別に実施するアンケート調査等に協力できる者

2 家庭用生ごみ処理機の貸与台数、貸与期間、貸与回数及び貸与に係る費用は、次のとおりとする。

- (1) 貸与台数 1事業所につき3台まで
- (2) 貸与期間 3か月以内
- (3) 貸与回数 年度2回以内
- (4) 貸与に係る費用 無償とする。ただし、処理機の取り扱い及び返却並びに貸与期間中の維持管理に要する一切の経費は、利用者の負担とする。

3 家庭用生ごみ処理機の貸与を受けようとする者（以下「貸与申請者」という。）は、海老名市家庭用生ごみ処理機貸与申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、その結果を海老名市家庭用生ごみ処理機貸与承認（不承認）通知書（第2号様式）により貸与申請者に通知するものとする。ただし、家庭用生ごみ処理機を損傷するおそれがあると認めると認めるとき又はその他市長が不適当と認めるときは、貸出しを行わないものとする。

5 前項の規定による承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、家庭用生ごみ処理機を借用する際は、海老名市家庭用生ごみ処理機貸出物品受領書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

6 第4項の規定による承認を受けた者は、家庭用生ごみ処理機の利用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 家庭用生ごみ処理機を他の目的で利用しないこと。
- (2) 家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (3) 家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。

7 利用者は、貸与期間中に次の各号に掲げる事由があると認めるときは、次の各号に定めるところにより、対応しなければならない。

- (1) 家庭用生ごみ処理機に亡失、破損、故障等の事故が発生したとき 海老名市家庭用生ごみ処理機事故報告書（第4号様式）により市長へ報告
- (2) 前号の事故が自らの責めに帰すべき事由によるものであるとき 家庭用生ごみ処理機に発生した損害に対する市への賠償
- 8 市長は、利用者がこの要綱に違反したときは貸与の承認を取り消すことができるものとし、当該取消しによって利用者に損害が生じても、その責めを負わない。
- 9 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに家庭用生ごみ処理機を返却しなければならない。
- (1) 第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
 - (2) 第6項の規定に違反したとき
 - (3) 貸与期間が満了したとき
- (家庭用生ごみ処理機購入費補助事業)
- 第4条 第2条第2号に規定する家庭用生ごみ処理機購入費補助事業において、補助の対象となる家庭用生ごみ処理機（生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物の活動を利用して分解し、その容量を減少させ、堆肥化又は減容化する処理機をいう。同条において同じ。）は、次のとおりとする。ただし、焼却炉を使用するものや圧縮又は脱水等の方法により発生した処理水を家庭配水管（下水管）等に直接排水するものなど環境に負荷を与えるものは除く。
- (1) 電動式家庭用生ごみ処理機 家庭用電源で稼働可能なもの
 - (2) 非電動式家庭用生ごみ処理機
 - ア 土中又は土中以外の微生物を利用する容器であるもの
 - イ 臭気等の発散、雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの
- 2 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業における、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
- (1) 市内に事業所を有する者
 - (2) 家庭用生ごみ処理機を補助対象者の事業所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する
 - 土地に設置できる者
- (3) 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税を滞納していない者
- 3 前項に規定する処理機の補助対象数は、1事業者につき電動式家庭用生ごみ処理機にあっては3台、非電動式家庭用生ごみ処理機にあっては2台までとする。ただし、家庭用生ごみ処理機について、当該補助を用いて購入後5年が経過した場合又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 補助金の金額は、次に掲げる金額とし、補助金の算定に当たっては、運搬、設置、保証料等の費用は含まないものとする。なお、算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (1) 電動式家庭用生ごみ処理機 1台につき家庭用生ごみ処理機本体の購入金額（消費税を含む。）の4分の3とし、1台につき50,000円を限度とする。
 - (2) 非電動式家庭用生ごみ処理機 1台につき家庭用生ごみ処理機本体の購入金額（消費税を含む。）の4分の3とし、1台につき25,000円を限度とする。
- 5 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、海老名市家庭用生ごみ処理機（電動式・非電動式）購入費補助金交付申請書（第5号様式）に購入した処理機の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

- 6 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、その旨を家庭用生ごみ処理機（電動式・非電動式）購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
- 7 前項の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付請求書（第7号様式）により、速やかに市長に補助金の請求をしなければならない。
- 8 補助事業者は、その家庭用生ごみ処理機を適正に維持管理し、生ごみを堆肥化又は減容化し、自己処理しなければならない。
- 9 市長は、補助事業者が虚偽の請求その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（優良取組事例認定事業）

第5条 市長は、市内事業所において、事業所内の事業系ごみ適正排出及び減量化を促進するための取組について、優良取組事例として認定することができる。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年8月1日から施行する

3 一般廃棄物処理業許可業者一覧

(一般廃棄物収集運搬業者)

業者名	所在地	取扱い廃棄物
(株) ジエーシー	海老名市河原口 2-1-2	一般廃棄物 (浄化槽汚泥)
(株) 神奈中商事	平塚市東八幡 3-15-3 (本社) 海老名市泉 2-12-13 (事業所)	一般廃棄物(ごみ)
(株) ニッカン 日環	座間市東原 3-15-7 (本社) 座間市栗原 1080-5 (営業所)	一般廃棄物(ごみ)
(株) キヨウエイショウシャ 共栄商社	藤沢市打戻 2073	一般廃棄物(ごみ)
サガミハラシギョウ 相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本 1-18-15 (本社) 愛川町中津 6817 (事業所)	一般廃棄物(ごみ)
フジミサンギョウ 富士見産業(株)	海老名市本郷 2274 富士フィルムビジネスイノベーション(株)構内	一般廃棄物(ごみ)
トウヨウウコウギョウ 東洋興業(株)	横浜市神奈川区羽沢南 2-38-1 (本社) 大和市深見 3810 (大和支社)	一般廃棄物(ごみ)
(株) スドウ ショウジ 須藤商事	海老名市国分北 3-15-2 (本社)	一般廃棄物(ごみ)
(有) ナガサワショウジ 長澤商事	厚木市金田 996 (本社)	一般廃棄物(ごみ)
カナガワ ビ ケンコウギョウ 神奈川美研工業(株)	横浜市泉区和泉町 7858 (本社)	一般廃棄物(ごみ)
(株) スギヤマ ショウテン 杉山商店	横浜市南区日枝町 5-127 (本社)	一般廃棄物(ごみ)
コウサン サン興産(株)	茅ヶ崎市赤羽根 2259 (本社)	一般廃棄物(ごみ)
(有) ガ ショウ 賀頌	海老名市本郷 1570-1 (本社)	一般廃棄物(ごみ)
(株) ケンオウシゲン 県央資源センター	綾瀬市早川 3085	一般廃棄物(ごみ)
アサヒソウギョウ 旭総業(株)	海老名市国分寺台 2-6-18 (本社)	一般廃棄物(ごみ)
チュウオウ 中央カンセー(株)	厚木市恩名 1-11-31	一般廃棄物(ごみ)
ワコウケンセイ 和興建清(株)	大和市上草柳 3-16-27	一般廃棄物(ごみ)
(有) フ ミ ショウジ 富美商事	海老名市上河内 1-5	一般廃棄物(ごみ)
(株) タズミ	綾瀬市吉岡 709	一般廃棄物(ごみ)
(株) ヤマムロ 山室	海老名市東柏ヶ谷 1-28-18 (厚木支店)	一般廃棄物(ごみ)
(株) I WD	海老名市大谷北 2-1-46	一般廃棄物(ごみ)
(株) サガワ ショウジ 佐川商事	横浜市瀬谷区相沢 1-17-1	一般廃棄物(ごみ)
(有) サンワ ショウジ 三和商事	横浜市戸塚区深谷町 1938-13	一般廃棄物(ごみ)

業者名	所在地	取扱い廃棄物
(有) 千田商店	海老名市中野 3-2 0-1 6	一般廃棄物(ごみ)
(株) 東亜環境 コーポレーション	海老名市杉久保南 5-1 6-1 2	一般廃棄物(ごみ)
清水商事	海老名市泉 2-2-3 5	一般廃棄物(ごみ)
KYS サービス	厚木市まつかげ台 4-1	一般廃棄物(ごみ)
(株) アオイ	厚木市水引 1-4-6	一般廃棄物(ごみ)
ヤマザキショウジ 山崎商事(株)	綾瀬市寺尾北 1-1 4-1 7 (本社) 海老名市本郷字下星谷 3 5 0 2-1	一般廃棄物(ごみ)
(有) 柏村商店	相模原市中央区陽光台 7-8-1 1	一般廃棄物(ごみ)
(有) 清川商店	座間市入谷東 1-5-9	一般廃棄物(ごみ)
(有) アオキ自動車	海老名市河原口 2-2 2-2 6	一般廃棄物(ごみ)
(株) 武相金属	藤沢市用田 2 6 5 6	一般廃棄物(ごみ)
(株) クリーンサービス	平塚市大神 8-1 9-3 5	一般廃棄物(ごみ)
(有) 青木商店	平塚市中堂 1 5-1 2	一般廃棄物(ごみ)
カナガワカンキョウ カイハウ 神奈川環境開発(株)	平塚市中堂 1 6-1 1	一般廃棄物(ごみ)
(株) グリーントーカーズ	海老名市本郷 4 8 7-1	一般廃棄物 (木くず・生木・生草)
(株) 紺野企業	綾瀬市深谷上 8-6-2 4 (綾瀬第一工場)	一般廃棄物(ごみ)
(株) カネダ	藤沢市鶴沼神明 3-9-3 (本社) 茅ヶ崎市堤字東原 1 1 3 2-1	一般廃棄物(ごみ)
ベストトレーディング (株)	厚木市金田 1 1 4 1-3	一般廃棄物(ごみ)
(株) アクト・エア	愛川町角田 3 6 6 7	一般廃棄物(ごみ)
(株) タカチホ産業	相模原市南区上鶴間本町 5-2 6-5	一般廃棄物(ごみ)
(株) 大環サービス	大和市柳橋 4-2-1 9	一般廃棄物(ごみ)
(株) シゲン	横浜市中区山下町 7 0-1 3	一般廃棄物(ごみ)
カナキン(株)	伊勢原市小稻葉 1 1 4 5 番地の 1 (伊勢原営業所)	一般廃棄物(ごみ)
(株) 斎藤建材	海老名市今里 3-2 7-5	一般廃棄物(ごみ)
(株) エコロテックス湘南	高座郡寒川町田端 6 5 0-1	一般廃棄物(ごみ)
ユウセイ 優成サービス(株)	海老名市国分南 1-2 7-2 8	一般廃棄物(ごみ)

業者名	所在地	取扱い廃棄物
タケダショウジ 武田商事(株)	綾瀬市早川2605番30	一般廃棄物(ごみ)
(株) WONDER 1996	相模原市中央区田名4337-1	一般廃棄物(ごみ)
ゴミヤ 護美屋	海老名市下今泉2-2-2-1112	一般廃棄物(ごみ)

(一般廃棄物処分業者)

業者名	所在地	取扱い廃棄物
(株) タズミ	綾瀬市吉岡709(本社) 海老名市上郷4-2-8(海老名工場)	一般廃棄物(ごみ)

4 各種取扱店舗一覧(指定収集袋、粗大ごみシール、し尿シール)

No	取扱店名	所在地	指定 収集袋	粗大ごみ シール	し尿 シール
1	みのわ酒店	東柏ヶ谷1-4-19	○		
2	Café くろすぽいんと	東柏ヶ谷1-6-12 大貫ビル1F104	○		
3	ファミリーマート海老名東柏ヶ谷店	東柏ヶ谷1-14-32	○	○	
4	ウエルシア海老名東柏ヶ谷店	東柏ヶ谷1-29-31	○		
5	ヤマナ菓局	東柏ヶ谷2-12-41	○		
6	ローソン海老名東柏ヶ谷二丁目店	東柏ヶ谷2-26-8		○	
7	ファミリーマート相鉄さがみ野駅店	東柏ヶ谷2-30-31	○		
8	そうてつローゼンさがみ野店	東柏ヶ谷3-3-15	○		
9	ハックドラッグさがみ野店	東柏ヶ谷3-3-15	○		
10	セブンイレブン海老名東柏ヶ谷4丁目店	東柏ヶ谷4-11-21	○	○	○
11	スギドラッグ海老名東柏ヶ谷店	東柏ヶ谷4-12-4	○		
12	ローソン海老名東柏ヶ谷四丁目店	東柏ヶ谷4-12-6	○	○	
13	ドラッグストアマツモトキヨシさがみ野店	東柏ヶ谷5-14-6	○		
14	マルエツさがみ野店	東柏ヶ谷5-14-6	○		
15	ローソンスリーエフ海老名東柏ヶ谷六丁目店	東柏ヶ谷6-21-21	○	○	
16	セブンイレブン海老名柏ヶ谷店	柏ヶ谷4-13-1	○	○	
17	フラワーランド海老名店	柏ヶ谷4-12-1	○		
18	そうてつローゼンかしわ台店	柏ヶ谷3-6-43	○		
19	クリエイトエス・ディーかしわ台スクエア店	柏ヶ谷3-6-3	○		
20	ウェルパーク海老名かしわ台店	柏ヶ谷3-9-7	○		
21	セブンイレブン海老名かしわ台駅前店	柏ヶ谷3-1-11	○	○	
22	ローソン海老名かしわ台店	柏ヶ谷1-23-3	○	○	
23	ファミリーマート相鉄かしわ台駅店	柏ヶ谷1-1-1	○	○	
24	クリーニングハウス アップル	柏ヶ谷2-11-23	○		
25	ローソン海老名上今泉店	上今泉2-2-33	○	○	
26	ローソン海老名上今泉二丁目店	上今泉2-9-9	○	○	
27	ハックドラッグ海老名上今泉店	上今泉3-1-1	○		
28	ユーワープミアクチーナ上今泉店	上今泉3-1-6	○		
29	業務スーパー海老名店	上今泉5-27-37	○		
30	ファミリーマート海老名下今泉店	下今泉1-8-35	○	○	
31	DCMくろがねや海老名下今泉店	下今泉2-2-3	○		
32	セブンイレブン今泉店	下今泉3-1-1	○	○	
33	ローソンストア100海老名下今泉三丁目店	下今泉3-5-1	○		
34	スーパー生鮮館TAIGA海老名下今泉店	下今泉5-3-7	○		
35	ローソン海老名上郷店	上郷1-17-43	○	○	
36	ローソンスリーエフ海老名駅東店	泉1-1-6	○	○	
37	有限会社御幸	泉1-3-17	○		
38	クリエイトエス・ディー海老名泉店	泉2-5-1	○		
39	ローソン海老名駅西口店	扇町3-3	○	○	
40	トモズららぽーと海老名店	扇町13-1 ららぽーと海老名1F	○		
41	エビナ文具	国分北1-4-18	○		
42	クリエイトエス・ディー海老名国分北店	国分北2-7-12	○		
43	尾山洋品店	国分北2-15-11	○		
44	本と文具 有限会社オガワ	国分北2-17-1	○		

No	取扱店名	所在地	指定 収集袋	粗大ごみ シール	し尿 シール
45	本多畠店(葵製畠)	国分北3-15-20	○		
46	ローソン海老名国分北四丁目店	国分北4-8-27	○	○	
47	上州屋精肉店	国分南1-15-23	○		
48	有限会社半澤商店	国分南1-16-26	○		
49	かんばら酒米店	国分南3-5-31	○		
50	セブンイレブン海老名国分南店	国分南4-13-3	○	○	
51	ローソンビナガーデンズ店	めぐみ町5-1	○	○	
52	スギ薬局ビナウォーク海老名店	中央1-1-1 ビナウォーク1番館2F	○		
53	マツモトキヨシ マルイファミリー海老名店	中央1-6-1	○		
54	セブンイレブン海老名中央1丁目店	中央1-12-18	○	○	○
55	セブンイレブン海老名駅前店	中央1-15-1	○	○	○
56	ローソン海老名中央一丁目店	中央1-17-52	○	○	
57	イオン海老名店	中央2-4-1	○		
58	海央株式会社 読売センター海老名	中央2-7-23	○		
59	セブンイレブン海老名中央2丁目店	中央2-11-9	○	○	
60	ローソン海老名中央二丁目店	中央2-12-12	○	○	
61	リカーランドトップ海老名店	中央2-12-21	○		
62	セブンイレブン海老名中央3丁目店	中央3-1-34	○	○	
63	ダイエー海老名店	中央3-2-5	○		
64	ファミリーマート中央3丁目店	中央3-3-33	○	○	
65	ローソン厚木駅前店	河原口1-1-7	○	○	
66	クリエイトエス・ディー海老名河原口店	河原口2-8-30	○		
67	セブンイレブン海老名あゆみ橋店	河原口2-11-19	○	○	
68	生活協同組合ユーチュープ 河原口店	河原口2-15-30	○		
69	ドラッグストアスマイル海老名河原口店	河原口3-32-8	○		
70	ローソン海老名河原口店	河原口4-4-8	○	○	
71	ローソン海老名河原口五丁目店	河原口5-17-1		○	
72	デイリーヤマザキ圏央海老名インター店	中新田3289-45	○		
73	ローソン海老名中新田一丁目店	中新田1-4-51	○	○	
74	ローソン海老名中新田二丁目店	中新田2-34-3	○	○	
75	業務スーパー海老名中央店	中新田1-4-55	○		
76	ふるでん支店	中新田2-12-33	○		
77	セブンイレブン海老名中新田2丁目店	中新田2-17-22	○	○	
78	クリエイトエス・ディー海老名中新田店	中新田2-22-27	○		
79	セブンイレブン厚木駅前店	中新田3-2-22	○	○	
80	スーパーなかや海老名店	中新田3-8-9	○		
81	ファミリーマート海老名中新田5丁目店	中新田5-1-3	○	○	
82	株式会社島忠海老名店	大谷北1-1-1	○		
83	セブンイレブン海老名大谷店	大谷北1-4-21	○	○	
84	有限会社トゥルース	大谷北2-2-62	○		
85	有限会社ヤマショウ	大谷北3-8-19	○		
86	ユーチュープ大谷店	大谷北4-1-17	○		
87	有限会社かしわ	国分寺台1-3-9-2	○		
88	読売センター海老名東部	国分寺台2-4-4	○		
89	そつてつローゼン海老名店	国分寺台2-4-7	○		
90	三愛薬局	国分寺台2-4-8	○	○	
91	クリエイトエス・ディー海老名今里店	今里2-15-23	○		

No	取扱店名	所在地	指定 収集袋	粗大ごみ シール	し尿 シール
92	ホエールズマートおおさわ	社家2-1-3	○	○	
93	ファミリーマート海老名運動公園前店	社家3-3-18	○	○	
94	ビーバープロ海老名店	社家3-15-29	○		
95	セブンイレブン海老名社家店	社家5-1-1	○	○	○
96	ファミリーマート海老名社家店	社家5-21-16	○	○	
97	ローソン海老名社家店	社家6-5-32	○	○	
98	海老名トヨー住器株式会社	杉久保北1-6-29	○		
99	セブンイレブン海老名杉久保北店	杉久保北2-4-27	○	○	
100	セブンイレブン海老名杉久保店	杉久保北3-2-23	○	○	
101	クリエイトエス・ディー海老名杉久保店	杉久保北4-1-22	○		
102	三愛薬局杉久保店	杉久保北4-3-10	○	○	
103	そうてつローゼン杉久保店	杉久保北4-3-14	○		
104	ローソンスリーエフ海老名杉久保店	杉久保南1-5-19	○	○	
105	有限会社藤沢米穀店	杉久保南4-18-1	○	○	○
106	ファミリーマート海老名上河内店	上河内313-1	○		
107	クリエイトエス・ディー新えびな中野店	中野1-6-34	○		
108	株式会社新テック海老名営業所	中野1-21-6	○		
109	セブンイレブン海老名中野店	中野2-11-52	○	○	
110	株式会社建築工房集	門沢橋1-21-17	○		
111	セブンイレブン海老名門沢橋店	門沢橋4-8-1	○	○	
112	ローソンスリーエフ海老名門沢橋六丁目店	門沢橋6-13-20	○	○	
113	ふるでん本店	本郷875	○		
114	ケーヨーデイツー海老名店	本郷1568-1	○		
115	フードワン海老名店	本郷1568-1	○		
116	ローソン海老名本郷店	本郷1703-1		○	
117	ローソンスリーエフ海老名本郷五反田店	本郷1726-1	○	○	
118	セブンイレブン海老名本郷店	本郷3255-1	○	○	○
119	ミニストップ海老名本郷店	本郷4037-2	○		
120	ウェルシア座間入谷店	座間市入谷西4-6-5	○		

令和6年度版 清掃事業の概要

編集・発行 海老名市経済環境部環境政策課
〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
電 話 046-235-4923(直通)
発行年月 令和7年3月
